

【翻訳】 オーストリア「連邦憲法」(2・完)

北 村 貴

第 4 章

州の立法及び執行

A. 総則

第 95 条

- (1) 州の立法は、州議会により行われる。州議会議員は、州議会議員選挙規則の定めるところにより選挙権を有する男女の州民により、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づき、比例代表の原則により選挙される。州憲法は、その主たる住所を国外に移すより前に当該州に住所を有していた国民が、国外に居住している期間であっても、最長で10年間に限って、当該州議会議員の選挙権を有する旨を定めることができる。
- (2) 州議会議員選挙規則は、選挙権及び被選挙権の要件を国民議会議員選挙に関する連邦憲法上の要件よりも限定してはならず、かつ、被選挙権の要件を国民議会議員選挙に関する連邦法律上の要件より緩和してはならない。
- (3) 選挙人は、それぞれ一体的な領域を包含しなければならず、かつ、地理的一体性を有する地域選挙区に区分されることができる選挙区において、その選挙権を行使する。議員定数は、住民数に比例して各選挙区に配分されるものとする。州議会議員選挙規則は、州全域における最終的

な議席配分手続を定めることができ、当該手続においては、比例代表の原則により、各選挙区において立候補した政党に対して割り当てられる議席の調整及びまだ政党に対して割り当てられていない議席の割り当てが行われる。選挙人団を他の選挙母体に分割することは、認められない。

- (4) 選挙手続に関する細則は、州議会議員選挙規則により定める。第26条第6項の規定は、これを準用するものとする。
- (5) 州議会議員選挙に立候補する公務員又は州議会議員に選挙された公務員については、第59a条の規定を適用するが、より厳格な規定も認められる。州憲法法律により、第59b条の規定に従った委員会と同一の権限を有し、かつ報告書の公表に係る同一の義務を負う機関を創設することができる。

第96条

- (1) 州議会議員は、国民議会議員と同一の免責特権を享受し、第57条の規定を準用するものとする。
- (2) 第32条及び第33条の規定は、州議会及びその委員会の会議にも適用する。
- (3) 州法律により、連邦議会議員又は州政府の閣僚への選出に伴い辞職した州議会議員について、第56条第2項から第4項までの規定に相当する規定を定めることができる。

第97条

- (1) 州法律は、州議会の議決、州憲法の規定による認証及び副署並びに州知事による州官報における公布を必要とする。
- (2) 州法律がその執行の際に連邦機関の関与を定めている限りにおいて、当該州法律については、連邦政府の同意を得なければならない。
- (3) 一般公衆に対する明白かつ償うことができない損害を防止するために、

憲法上は州議会の議決を必要とする措置を即時に講ずることが必要となる場合であって、州議会が適宜に会議を開くことができないとき又は不可抗力によりその活動が妨げられているときには、州政府は、比例代表の原則により任命される州議会の委員会の同意を得て、暫定的に法律を改正する命令により当該措置を講ずることができる。当該措置は、州政府により、連邦政府に対して速やかに報告されるものとする。州議会の会議に対する障害が消滅したときには、直ちに州議会が招集されるものとする。第 18 条第 4 項の規定は、これを準用する。

- (4) 第 3 項において定められた命令は、いかなる場合であっても州憲法法律の規定の変更を意味してはならず、恒久的な州の財政負担、連邦又は自治体の財政負担、国民への財政的義務、州資産の処分、農林業の領域における労働者及び被雇用者会議所に属する事項に係る措置を対象としてはならない。

第 98 条

法律案の議決が連邦政府の同意を必要とする限りにおいて、当該議決は、州議会による議決の直後に、州知事により連邦首相府に対して告知されるものとする。法律案の議決が連邦首相府に到達した日から 8 週間以内に、連邦政府が州知事に対して同意を拒否する旨を通知しなかった場合には、同意が得られたものとみなされる。当該期間が経過するまでの間においては、連邦政府が明示的に同意を通知した場合に限り、法律案の議決を公布することができる。

第 99 条

- (1) 州憲法法律により制定される州憲法は、連邦憲法に抵触しない限りにおいて、州憲法法律により改正することができる。
- (2) 州憲法法律は、州議会の総議員の半数の出席の下での投票総数の 3 分の

2の多数によってのみ、これを議決することができる。

第100条

- (1) 各州議会は、連邦議会の同意を得た連邦大統領の申立てにより解散することができるが、同一の理由に基づく解散は1回に限られる。連邦議会の同意は、総議員の半数の出席の下での投票総数の3分の2の多数によって議決しなければならない。表決には、その州議会在解散される州の代表者は、参加することはできない。
- (2) 解散の場合には、州憲法の規定により3週間以内に新たな選挙が告示されるものとされ、新たに選挙された州議会の招集は、選挙から4週間以内に行われなければならない。

第101条

- (1) 各州の執行は、州議会により選出される州政府がこれを行う。
- (2) 州政府の閣僚は、州議会議員である必要はないが、州議会議員の被選挙権を有する者でなければならない。
- (3) 州政府は、州知事、必要な数の副知事及びその他の閣僚により構成される。
- (4) 州知事は、連邦大統領により、その他の州政府の閣僚は、州知事により、その就任に先立ち、連邦憲法への宣誓を求められる。宗教的な誓約を付加することは、認められる。

第102条

- (1) 州の領域においては、連邦の執行は、独自の連邦官庁が存在する場合（直接連邦行政）を除き、州知事及びその指揮権限下に置かれた州官庁により行われる（間接連邦行政）。間接連邦行政により処理される事項について連邦官庁に執行が委任されている限りにおいて、当該連邦官庁は当

該事項について州知事の指揮下に置かれ、かつ、その指示(第20条第1項)に拘束されるが、当該連邦官庁が執行行為を委任されるか否か及びその範囲は、連邦法律によりこれを定め、当該連邦法律は、第2項の規定において掲げる事項の執行の委任でない限りにおいて、関係する州の同意がある場合に限り、公布することができる。

- (2) 次に掲げる事項は、憲法により確定された活動領域の枠組みの下で、連邦官庁が、直接これを処理することができる。

国境の画定・外国との物資の貿易及び家畜の貿易・関税・連邦領域への入国及び連邦領域からの出国の規制及び監視・考慮に値する理由に基づく滞在権を含む移民及び移住制度・旅券制度・滞在禁止・退去命令及び強制送還・難民庇護・犯罪者引渡し・連邦財政・専売制度・通貨制度、信用制度、証券取引所制度及び銀行制度・度量衡制度、規格統一制度及び刻印制度・司法・出版制度・公共の平穩、秩序及び初動の一般的救助を含む安全の維持であって、地域の治安警察を除いたもの・結社法及び集会法・入国管理当局及び届出制度・武器制度、弾薬制度及び爆発物制度並びに射撃制度・独占禁止法・特許制度並びに意匠、商標及びその他の標章の保護・交通制度・河川及び航行警察・郵便及び通信制度・鉱業・ドナウ川の調整及び維持・山地急流制御・水路の建設及び維持・測量制度・労働法・社会保険制度及び契約保険制度・介護補助費制度・社会損失補償法・種子、植物、飼料、肥料、植物保護剤及び植物保護器具の商取引の規制であって、許可並びに種子及び植物の認可も含むもの・記念物保護・個人情報保護に係る一般的事項・連邦警察の組織及び指揮・軍事的事項・文民役務に係る事項・人口政策・第14条第2項の規定に係る事項に関する農林業学校及び教育制度並びに中央教育機関・大学制度及び高等教育制度並びに当該事項に関する学生寮に係る教育制度・若年者に対する職業訓練義務・公共調達制度

- (3) 連邦は、第2項の規定に掲げる事項についても、州知事に連邦の執行を委託することができる。
- (4) 第2項の規定に掲げるもの以外に係る事項のための独自の連邦官庁の設置は、関係する州の同意がある場合に限り、これを行うことができる。
- (5) 州における直接連邦行政に係る事項について、一般公衆に対する明白かつ償うことができない損害を防止するための措置を即時に講ずることが必要となる場合であって、連邦行政の最上級機関が不可抗力のため当該措置を講ずることができないときには、州知事は、これらに代わって当該措置を講じなければならない。

第103条

- (1) 間接連邦行政に係る事項について、州知事は、連邦政府及び個別の連邦大臣の指示に拘束されるものとし（第20条）、かつ、州の自治的活動領域に係る機関としての立場において用いることができる手段をも活用して当該指示の履行を確保する義務を負う。
- (2) 州政府は、その事務規則を制定する際に、間接連邦行政に係る個別の類型ごとに、州の自治的活動領域との実質的関連性により、州知事の名において州政府の閣僚により執行されるものとする旨を決定することができる。これらの事項については、当該州政府の閣僚は、州知事が連邦政府又は個別の連邦大臣の指示に拘束される場合と同様に、州知事の指示に拘束される（第20条）。
- (3) 第1項の規定により発せられる連邦政府又は個別の連邦大臣の指示は、第2項に規定する場合においても、州知事に対して発せられるものとする。州知事は、当該間接連邦行政に係る事項を自ら執行しない場合には、自らの責任（第142条第2項e号）において、当該指示を、関連する州政府の閣僚に対して、速やかにかつ変更することなく書面により伝達し、その履行を監督する義務を負う。州知事が必要な措置を講じていたにも

かかわらず、当該指示に従わなかった場合には、当該州政府の閣僚も、第 142 条の規定に従って責任を負う。

(注：第 4 項は 2012 年連邦官報第 I 部第 51 号により廃止)

第 104 条

- (1) 第 102 条の規定は、第 17 条において掲げる連邦の事務を処理する機関には適用されないものとする。
- (2) ただし、連邦財産の管理を担当する連邦大臣は、当該事務の処理を州知事及びその指揮権限下に置かれた州官庁に委任することができる。当該委任は、いつでも、その全部又は一部を取り消すことができる。特別な例外的場合において当該事務の処理に際して発生した費用が連邦により補償される範囲は、連邦法律により定める。第 103 条第 2 項及び第 3 項の規定は、これを準用する。

第 105 条

- (1) 州知事は、州を代表する。州知事は、間接連邦行政に係る事項について、第 142 条の規定に従って連邦政府に対して責任を負う。州知事は、州政府により指定された州政府の閣僚（州知事代行）により代行される。当該指定は、連邦首相に対して報告されるものとする。代行が行われる場合には、代行に指定された州政府の閣僚も、間接連邦行政に係る事項について、第 142 条の規定に従って連邦政府に対して責任を負う。州知事又は代行する州政府の閣僚の当該責任の追及については、免責特権はこれを妨げない。同様に、第 103 条第 3 項に規定する場合における州政府の閣僚の責任の追及についても、免責特権はこれを妨げない。
- (2) 州政府の閣僚は、第 142 条の規定に従って州議会に対して責任を負う。
- (3) 第 142 条の規定にいう訴えを提起する議決には、州議会の総議員の過半数の出席の下での投票総数の 3 分の 2 の多数を必要とする。

第106条

州政府庁の内部業務を指揮するために、当該州政府庁の法務専門行政官が州政府次官に任命される。州政府次官は、間接連邦行政に係る事項についても、州知事の補助機関である。

(【訳注】：第107条は1974年連邦官報第444号により廃止)

B. 連邦首都ウィーン

第108条

州としての連邦首都ウィーンについては、市議会が州議会の機能をも、市参事会が州政府の機能をも、市長が州知事の機能をも、市庁が州政府庁の機能をも、市庁次官が州政府次官をもそれぞれ有する。

第109条

第102条第1項の規定は、連邦首都ウィーンについては、連邦の執行は、独自の連邦官庁が存在する場合（直接連邦行政）を除き、州知事である市長及びその指揮権限下に置かれた郡行政官庁である市庁により行われる（間接連邦行政）という条件を付して、これを適用する。

(【訳注】：第110条は1984年連邦官報第490号により廃止)

(【訳注】：第111条は2012年連邦官報第I部第51号により廃止)

第112条

第108条及び第109条の定めるところにより、連邦首都ウィーンについては、その他の点において、第6章Aの規定のうち、第117条第6項

第2文、第119条第4項及び第119a条の規定を除いたものを適用する。第142条第2項e号の規定は、連邦により連邦首都ウィーンに委任された活動領域の実施についても、これを適用する。

第5章

学校制度及び教育制度の領域における執行

第113条

- (1) 第14条の規定に従った学校制度の領域及び生徒寮に係る事項に関する教育制度の領域における執行であって、第14条第4項b号の規定に従った幼稚園制度及び学童保育制度を除いたものは、所管の連邦大臣及び、当該事項が中央教育機関に係るものでない限り、所管の連邦大臣の指揮権限下に置かれた教育局により処理されるものとする。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、第14条第2項、第3項a号及びb号並びに第4項a号の規定に従った執行に係る事項については、州憲法の細則により、州政府又はその個別の閣僚(第101条第1項)が、連邦大臣に代わってこれに当たる。
- (3) 各州には、教育局と称する連邦及び州の共通の官庁が設置される。
- (4) 教育局は、第14条の規定に従った公立学校に関する学校法の執行であって、品質保証、学校監督及び教育管理を含むもの、並びに公立学校の教員及び公立学校における他の連邦職員の勤務法及び職員代表法の執行を所掌する。連邦法律により、その他の連邦の執行事項を、州法律によりその他の州の執行事項を、それぞれ教育局に移管することができ、又は当該執行に際しての教育局の関与を定めることができる。当該事項は、第1項及び第2項の規定に掲げる事項と実質的に関連していなければならない。連邦の執行事項については、第2文の規定に従った連邦法律は、

州の同意がある場合に限り、公布することができる。当該事項について、教育局は、連邦大臣の指揮権限下に置かれる。第2文の規定に従った州法律については、第97条第2項の規定を準用する。州の執行事項について、教育局は州政府（又はその個別の閣僚）の指揮権限下に置かれる。

- (5) 第1項及び第2項の規定を妨げることなく、教員の勤務法及び職員代表法の執行の領域における任務、特に懲戒法、業績評価、均等待遇及び職員保護の領域における任務は、法律により他の機関に移管することができる。公立の義務教育学校の維持は自治体又は自治体連合に移管することができる。
- (6) 教育局の長は、教育局長である。所管の連邦大臣は、州知事との合意の上で、その提案に基づき教育局長を任命する。教育局長の任命は、5年の有期とする。再任は、認められる。合意が成立しない場合には、州知事は、暫定的に任意の者に対して教育局長の職務を委任することができる。細則は、第10項に従った連邦法律により定める。
- (7) 教育局長は、その任務の遂行に際して、連邦の執行事項については所管の連邦大臣の指示に拘束され、州の執行事項については州政府（又はその個別の閣僚）の指示に拘束される。横断的事項については、教育局長は、州政府（又はその個別の閣僚）との合意の上での所管の連邦大臣の指示に拘束される。
- (8) 州法律により、州知事が教育局長官である旨を定めることができる。この場合においては、州知事は、命令により、関連する州政府の閣僚に当該職務の遂行を委任することができる。州法律が、長官について定めている場合には、第7項の規定は長官について適用する。当該場合には、教育局長は長官の指示に拘束される。所管の連邦大臣又は州政府（若しくはその個別の閣僚）の指示は、直接、教育局長に発することもできる。長官は、連邦の執行事項に関する教育局長への指示を所管の連邦大臣に対して速やかに報告しなければならない。

- (9) 連邦及び州は、その任務の処理に必要な数の連邦職員又は州職員を教育局に配置しなければならない。教育局長は、教育局における全ての連邦職員及び州職員に関する服務監督及び専門監督を遂行する。
- (10) 教育局の設置、組織、命令の公布に関する細則であって、教育局長の人格的及び専門的適格性の要件並びにその任命を含むものは、連邦法律によりこれを定める。当該連邦法律は、所管の連邦大臣が個別の事項について州政府（若しくはその個別の閣僚）との合意を形成しなければならない旨を定めることができる。連邦は、州に対して当該法律案の作成に関与する機会を与えなければならないが、当該法律は、州の同意がある場合に限り、公布することができる。

(【訳注】：第 114 条は 1925 年連邦官報第 268 号により廃止)

第 6 章

自治行政

A. 自治体

第 115 条

- (1) 本条以下の規定において自治体とは、基礎自治体をいう。
- (2) 連邦の権限が明示的に定められていない限りにおいて、州の立法は、本節の以下の各条に規定する原則により、自治体法を定めなければならない。第 118 条、第 118a 条及び第 119 条の規定に従って自治体が処理すべき事項の規律であって、審級手続の除外可能性を含むものに係る権限は、この連邦憲法の一般規定により定める。
- (3) オーストリア自治体連合及びオーストリア都市連合は、自治体の利益を

代表することを任務とする。

第116条

- (1) 各州は、自治体に区分される。自治体は、自治行政の権利を有する地域団体であるとともに、行政管轄区域でもある。全ての土地は、いずれかの自治体に属していなければならない。
- (2) 自治体は、自治的な経済団体である。自治体は、一般的な連邦法律及び州法律の制限内において、あらゆる種類の財産を所有、取得及び処分し、経済的企業体を運営し、並びに財政憲法の枠組みの下で自主的にその財政を運営し、並びに賦課を告示することができる。
- (3) 住民数が20,000人以上の自治体に対しては、州の利益が害されるおそれがない限りにおいて、その申請に基づき、州法律により独自の憲章（都市法）が定められるものとする。独自の憲章を有する都市は、自治体行政の任務に加えて、郡行政の任務も処理しなければならない。

（注：第4項は連邦憲法法律（1984年連邦官報第490号）第I条第14号により廃止）

第116a条

- (1) 自治体は、自らの事項の処理のために、協定により自治体連合を結成することができる。当該協定は、監督官庁の認可を必要とする。認可は、関係する自治体の間に法律に適合する協定が存在し、かつ、自治体連合の設立が、次の各号に掲げる内容に該当する場合に、命令により与えられるものとする。
 1. 権力的行政作用に係る事項の処理の場合には、自治行政団体としての関係する自治体の機能を害するものでないとき
 2. 私権の主体としての自治体の事項の処理の場合には、目的適合性、経済性及び節約性の観点に基づき関係する自治体の利益にかなうと

き

- (2) 目的適合性の観点から、所管の立法（第10条から第15条まで）は、自治体の活動領域に係る事項の処理のために自治体連合の設立を定めることができるが、これにより自治行政団体及び行政管轄区域としての自治体の機能が害されてはならない。執行により自治体連合を設立する際には、関係する自治体は、事前に聴取を受けるものとする。
- (3) 自治体の独自の活動領域に係る事項を処理すべきものとされる自治体連合の機関は、民主的原則により設置されるものとする。
- (4) 州の立法は、自治体連合の組織を定めなければならない、この場合においては、常に連合の機関として、連合に所属する全ての自治体の選挙された代表者により構成されなければならない連合集会、及び連合の長について定めるものとする。協定により設立された自治体連合については、自治体の加入及び脱退に係る規定並びに連合の解散に係る規定も置くものとする。
- (5) 自治体連合が処理すべき事項の規律に係る権限は、この連邦憲法の一般規定により定める。
- (6) 異なる州に属する自治体による自治体連合の結成は、第15a条の規定に従った関係する州間の協定であって、特に自治体連合の設立の認可及び監督の実施に係る規定を含むもの定めるところにより認められる。

第116b条

一の州の自治体は、州の立法が定める場合には、各々の活動領域に関する相互の協定を結ぶことができる。州の立法は、その際に、当該協定の公示及び意見が相違した場合の決定に係る規定を置かなければならない。異なる州に属する自治体間の協定については、第116a条第6項の規定を準用する。

第117条

- (1) 自治体の機関として、次の各号に掲げるものを必ず設けるものとする。
 - a) 自治体議会、すなわち、自治体の選挙権を有する者により選挙される一般代表機関
 - b) 自治体政府（市政府）、独自の憲章を有する都市においては市参事会
 - c) 自治体の長
- (2) 自治体議会議員は、当該自治体に主たる住所を有する男女の国民により、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づき、比例代表の原則により選挙される。ただし、選挙規則は、当該自治体に住所を有するが主たる住所を有しない国民も選挙権を有する旨を定めることができる。選挙規則は、選挙権及び被選挙権の要件を州議会議員選挙規則よりも限定してはならないが、当該自治体における滞在が1年に満たない者については、自治体における滞在が明らかに一時的なものである場合には、選挙権及び被選挙権を有しない旨を定めることができる。選挙規則により定める条件の下において、他の欧州連合加盟国の国籍を有する者も、選挙権及び被選挙権を有する。選挙規則は、選挙人が、一体的な領域を包含しなければならない選挙区において、その選挙権を行使する旨を定めることができる。選挙人団を他の選挙母体に分割することは、認められない。第26条第6項の規定は、これを準用するものとする。立候補の届け出がなかった場合には、選挙規則において、氏名が投票用紙に最も多く記載された者を当選者とみなす旨を定めることができる。
- (3) 自治体議会の議決には、定足数を満たす出席議員の単純多数を必要とするが、特定の事項については、他の議決要件を定めることができる。
- (4) 自治体議会の会議は、公開とするが、例外を定めることができる。自治体予算又は自治体決算が審議される場合には、非公開とすることはできない。
- (5) 自治体議会において議席を有する選挙政党は、その議席数に応じて、自

治体政府における代表の地位を請求する権利を有する。

- (6) 自治体の長は、自治体議会により選出される。州憲法において、自治体議会議員の選挙権を有する者が自治体の長を選挙する旨を定めることができる。この場合においては、第 26 条第 6 項の規定を準用するものとする。
- (7) 自治体の事務は、自治体の役所（市役所）により、独自の憲章を有する都市の事務は、市庁により、それぞれ処理される。市庁の内部業務を指揮するために、当該市庁の法務専門行政官が市庁次官に任命されるものとする。
- (8) 自治体の独自の活動領域に係る事項について、州の立法は、自治体議会議員の選挙権を有する者による直接の参加及び関与を定めることができる。

第 118 条

- (1) 自治体の活動領域は、独自の活動領域及び連邦又は州により委任された活動領域である。
- (2) 独自の活動領域には、第 116 条第 2 項の規定において掲げる事項に加えて、専ら又は主として自治体において具現化された地域共同体の利益に係り、かつ、共同体による地域内部における処理に適合するものを含む。法律は、当該事項を自治体の独自の活動領域に属するものとして明示しなければならない。
- (3) 自治体には、独自の活動領域における処理のために、特に次の各号に掲げる官庁の任務が保障される。
 1. 自治体の機関の任命であって、広域的な選挙管理機関の権限を妨げないもの・自治体の任務の処理のための内部施設の規律
 2. 自治体職員の任命及び管理権の行使であって、広域的な懲戒委員会、広域資格委員会及び広域試験委員会の権限を妨げないもの

3. 地域の治安警察（第15条第2項）及び地域の行事警察
 4. 自治体の交通区域の管理及び地域の道路警察
 5. 耕牧地保全警察
 6. 地域の市場警察
 7. 地域の保健警察であって、特に支援制度及び救助制度並びに遺体処置制度及び埋葬制度
 8. 風紀警察
 9. 地域の建築警察・地域の消防警察・地域の開発計画
 10. 民法制度及び刑法制度に係る事項に関する裁判外紛争処理
 11. 動産の任意売却
- (4) 自治体は、独自の活動領域に係る事項を、連邦及び州の法律及び命令の枠組みの下で、自らの責任において、指示を受けることなく、かつ、自治体外部の行政機関に対する法的手段を除外して、処理しなければならない。独自の活動領域に係る事項については、二審制の審級手続を設けるが、法律によりこれを除外することができる。独自の活動領域に係る事項については、連邦及び州が自治体に対する監督権（第119a条）を有する。
- (5) 自治体の長、自治体政府（市政府、市参事会）の構成員及び任命されている場合のその他の自治体の機関は、自治体の独自の活動領域に属する任務の遂行について、自治体議会に対して責任を負う。
- (6) 独自の活動領域に係る事項について、自治体は、自由な自己決定により、地域の社会生活を脅かす弊害のうち、差し迫って予見されるものを防止し、又は現に存在するものを除去するために、地域警察命令を制定する権利、並びに当該命令への不服従を行政上の義務違反として宣言する権利を有する。当該命令は、連邦及び州の現行の法律及び命令に違反してはならない。
- (7) 自治体の申立てにより、独自の活動領域に係る個別の事項の処理を、第

119a 条第 3 項の定めるところにより、州政府の命令又は州知事の命令により国家の官庁に委任することができる。当該命令により連邦官庁に権限が委任されるべき場合には、当該命令は、連邦政府の同意を必要とする。州知事の当該命令により州官庁に権限が委任されるべき場合には、当該命令は、州政府の同意を必要とする。当該命令は、その制定の理由が消滅したときは、廃止されるものとする。当該委任は、第 6 項の規定による命令制定権には及ばない。

- (8) 自治体警備団の設置及びその組織の変更は、連邦政府に届け出るものとする。

第 118a 条

- (1) 連邦法律又は州法律により、自治体の同意を得て、自治体警備団の構成員に対して所管の官庁のための公安任務の処理を授権することができる。
- (2) 郡行政官庁は、自治体の同意を得て、自治体警備団の構成員に対して、他の公安機関と同一の範囲における行政刑法の運用への関与を授権することができる。当該授権は、公安機関が行政刑事手続の対象となる事項について行政規則の遵守を監督しなければならない場合又は当該事項が自治体の活動領域において処理されるものとされる場合に限り、これを行うことができる。

第 119 条

- (1) 委任された活動領域は、連邦法律の定めるところにより連邦の委託及び指示により、又は州法律の定めるところにより州の委託及び指示により、それぞれ処理されなければならない事項が含まれる。
- (2) 委任された活動領域に係る事項は、自治体の長により処理される。自治体の長は、その際に、連邦の執行事項については連邦の所管機関の指示

に、州の執行事項については、州の所管機関の指示に、それぞれ拘束され、かつ、第4項の規定により責任を負う。

- (3) 自治体の長は、委任された活動領域に係る個別の類型ごとに、自らの責任を免れることなく、独自の活動領域との実質的関連性により自治体政府（市政府、市参事会）の構成員、第117条第1項の規定により創設された機関又は合議制の機関である場合にはその構成員に、自治体の長の名における処理を委任することができる。当該事項については、当該機関又はその構成員は、自治体の長の指示に拘束され、かつ、第4項の規定により責任を負う。
- (4) 法律違反の行為及び命令又は指示への不服従により、第2項及び第3項の規定に掲げる機関は、故意又は重大な過失がある場合に限り、連邦の執行領域において職務に従事した場合には州知事により、州の執行領域において職務に従事していた場合には州政府により、それぞれ解任を宣言される。解任された者が自治体議会に議席を有している場合には、当該地位はこれにより影響を受けない。

第119a条

- (1) 連邦及び州は、自治体が独自の活動領域を処理する際に、法律及び命令に違反せず、特にその活動領域を逸脱せず、かつ、法律により所掌することとされる任務を遂行するように、当該自治体に対する監督権を行使する。
- (2) 州は、さらに、自治体の会計処理について、節約性、経済性及び目的適合性の観点からこれを検査する権限を有する。検査結果は、自治体議会に提出するために、自治体の長に対して送付するものとする。自治体の長は、検査結果に基づき講じられた措置を3ヶ月以内に監督官庁に通知しなければならない。
- (3) 監督権及びその法律による規制は、自治体の独自の活動領域が連邦の執

行領域に係る事項を含む限りにおいて連邦に、その他の場合に州に、それぞれ属し、監督権は一般的な国家行政を行う官庁により行使されるものとする。

- (4) 監督官庁は、自治体のいかなる事項についても報告を受ける権利を有する。自治体は、監督官庁が個別の場合において要求された情報を提供し、実地検査を実施させる義務を負う。

(注：第5項は2012年連邦官報第I部第51号により廃止)

- (6) 自治体は、独自の活動領域において制定された命令を監督官庁に対して速やかに通知しなければならない。監督官庁は、法律違反の命令について、自治体への聴聞を経て命令により廃止し、同時に当該廃止に係る理由を自治体に対して通知しなければならない。

- (7) 所管の立法(第3項)が監督手段としての自治体議会の解散を定めている場合には、当該措置は、州の監督権の行使においては州政府が、連邦の監督権の行使については州知事が、それぞれ講ずるものとする。監督手段としての代執行の許容性は、必要不可欠な場合に限り認められるものとする。監督手段は、第三者の既得権を可能な限り保護するように取り扱わなければならない。

- (8) 自治体が独自の活動領域において講ずるべき個別の措置であって、当該措置により広域的な利益に対しても特段の影響を及ぼすもの、とりわけ特段の財政上の重要性を有するものについては、所管の立法(第3項)により監督官庁の認可に服させることができる。認可を拒否する理由としては、広域的な利益の優先を明確に正当化する構成要件のみを定めることができる。

- (9) 自治体は、監督官庁の手続における当事者としての地位を有し、行政裁判所(第130条から第132条まで)に対して不服を申し立てる権利を有する。自治体は、行政裁判所の手続における当事者としての地位を有し、最高行政裁判所(第133条)に対して上告する権利及び憲法裁判所(第

144条) に対して異議を申し立てる権利を有する。

- (10) 本条の規定は、自治体の独自の活動領域に係る事項を処理する限りにおいて、自治体連合の監督について準用するものとする。

第120条

基礎自治体の広域自治体への編成、自治行政の模式による広域自治体の設置並びに州において一般的な国家行政を行う組織に関するその他の基本原則の確定は、連邦憲法法律により定めるべき事項であり、その実施は、州の立法が所掌する。広域自治体職員の勤務法及び職員代表法に係る事項に関する権限の規定は、連邦憲法法律により定めるべき事項である。

B. その他の自治行政

第120a条

- (1) 専ら又は主として共同の利益に関係し、かつ、共同での処理に適合する公の任務の自治的な遂行のために、法律により、当該任務に係る者により構成される自治行政団体を編成することができる。
- (2) 共和国は、社会的パートナーの役割を承認する。共和国は、その自律性を尊重し、自治行政団体の設置により社会的パートナーシップに基づく対話を促進する。

第120b条

- (1) 自治行政団体は、その任務を自己の責任において指示を受けることなく処理し、法律の枠組みの下で規則を制定する権利を有する。連邦又は州は、自治行政団体に対して、法律の定めるところにより、行政の実施の適法性に関する監督権を有する。さらに、監督権は、自治行政団体の任

務に鑑みて必要な場合には、行政の実施の目的適合性にも及ぼすことができる。

- (2) 自治行政団体に、国家行政の任務を委任することができる。法律は、当該事項を委任された活動領域に属するものとして明示しなければならない。かつ、所管の最上級機関の指示に拘束される旨を定めなければならない。
- (3) 法律により、自治行政団体が国家の執行に参与する形式を定めることができる。

第 120c 条

- (1) 自治行政団体の機関は、その構成員の中から民主的原則により組織されるものとする。
- (2) 自治行政団体の任務の抑制的かつ経済的な遂行は、法律の定めるところにより、その構成員の拠出金又はその他の手段により確保するものとする。
- (3) 自治行政団体は、自治的な経済団体である。自治行政団体は、法律の枠組みの下で自らの任務を遂行するためにあらゆる種類の財産を取得、所有及び処分することができる。

第 7 章

会計検査及び収支検査

第 121 条

- (1) 連邦、州、自治体連合、自治体及びその他法律により定められた法主体の収支の検査は、会計検査院の任務である。
- (2) 会計検査院は、連邦の決算を作成し、これを国民議会に対して提出する。

- (3) 連邦の財政債務に係る全ての証書は、当該証書に基づき連邦の債務が発生する限りにおいて会計検査院長により、院長が職務を遂行することができない場合にはその代理により、それぞれ副署されるものとする。副署は、債務の引受けの法律適合性及び国家債務原簿への適正な記載のみを保証する。
- (4) 会計検査院は、その検査に服し、かつ、国民議会に対する報告義務がある企業及び機関の取締役会及び監査役会の構成員並びに全ての職員に係る、全ての社会的給付及び現物給付並びに追加の年金給付を含む平均所得について、2年ごとに、当該企業及び機関からの報告の聴取により把握しなければならず、かつ、当該内容を国民議会に対して報告しなければならない。その際に、当該人的区分ごとの平均所得は、企業及び機関ごとに区別して明示するものとする。
- (5) 会計検査院は、一般的利益に係る情報について、当該情報が第22a条第2項第2文の定めるところにより機密として保持されるべきでない限度及び期間において、一般の者が利用可能な方法により公開しなければならない。

第122条

- (1) 会計検査院は、直接、国民議会の指揮下に置かれる。会計検査院は、連邦の収支に係る事項及び連邦の執行に該当する限りにおける法律上の職業代表の収支に係る事項については、国民議会の機関として活動し、州の収支、自治体連合の収支、自治体の収支及び州の執行に該当する限りにおける法律上の職業代表の収支については、当該州議会の機関として活動する。
- (2) 会計検査院は、連邦政府及び州政府から独立し、法律の規定にのみ従う。
- (3) 会計検査院は、院長及び必要な検査官並びに補助職員により構成される。
- (4) 会計検査院長は、中央委員会の提案に基づき、国民議会により12年の

任期で選出され、再任は認められない。中央委員会は、全ての委員の半数以上の出席の下での投票総数の3分の2の多数により、その提案を作成する。同様に、国民議会は、総議員の半数以上の出席の下での投票総数の3分の2の多数により、会計検査院長を選出する。会計検査院長は、就任に先立ち、連邦大統領に対して宣誓を行う。国民議会議長は、当該職が欠ける見込みがある場合には可能な限り4ヶ月前までに、又は欠けた場合には直ちに告示しなければならない。

- (5) 会計検査院長は、国民議会議員の被選挙権を有する者でなければならない、一般代表機関及び欧州議会のいずれにも所属してはならず、かつ、過去5年間に連邦政府又は州政府の閣僚であってはならない。

第 123 条

- (1) 会計検査院長は、責任について、会計検査院が国民議会又は州議会のいずれの機関として活動しているかに応じて、連邦政府の閣僚又は州政府の閣僚と同等に扱われる。
- (2) 会計検査院長は、国民議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の3分の2の多数による議決により解任することができる。

第 123a 条

- (1) 会計検査院長は、国民議会及びその委員会（小委員会）における会計検査院の報告、連邦の決算、会計検査院による収支検査の特別の措置の申立て及び連邦財政法律案の会計検査院に係る下位区分に関する審議に出席する権利を有する。
- (2) 会計検査院長は、国民議会の議事規則に関する連邦法律の細則により、第1項の規定において掲げる事項に係る審議において、要求に基づき、その都度、発言の機会を与えられる権利を有する。

第124条

- (3) 会計検査院長が職務を遂行することができない場合には、最も在職期間が長い検査官により代理される。院長の職が欠けている場合においても、同様とする。国民議会における院長の代理は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。
- (4) 院長を代理する場合には、代理する者について第123条第1項の規定を適用する。

第125条

- (1) 会計検査院の検査官は、会計検査院長の提案に基づき、その副署をもって、連邦大統領が任命し、官職称号の付与についても同様とする。ただし、連邦大統領は、特定の種類の職員の任命を会計検査院長に授権することができる。
- (2) 補助職員は、会計検査院長が任命する。
- (3) 会計検査院に勤務する者に対する連邦の勤務管理権は、会計検査院長により行使される。

第126条

会計検査院の構成員は、会計検査院による検査に服する企業の経営及び管理に関与してはならない。同様に、会計検査院の構成員は、営利を目的とするその他の企業の経営及び管理にも関与してはならない。

第126a条

会計検査院と法主体（第121条第1項）との間に、会計検査院の管轄を定める法律の規定の解釈に関する意見の相違が生じた場合には、連邦政府若しくは州政府又は会計検査院の申立てにより、憲法裁判所がこれを裁判する。全ての法主体は、憲法裁判所の法的見解に従って、会計検査

院による検査を受け入れる義務を負う。

第 126b 条

- (1) 会計検査院は、連邦の全ての国家経済に加えて、連邦の機関により、又は連邦の機関が任命した者（人的団体）により管理される財団、基金及び施設の収支を検査しなければならない。
- (2) 会計検査院は、さらに、連邦が単独で若しくは会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で基本資本金、基礎資本金又は自己資本金の少なくとも 100 分の 50 を出資している企業、又は連邦が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営する企業の収支も検査する。会計検査院は、さらに、連邦が単独で若しくは会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で財政的措置その他の経済的措置又は組織的措置により実質的に支配している企業も検査する。会計検査院の管轄は、本項が規定する要件を満たす、支配構造におけるあらゆる下位階層の企業にも及ぶ。
- (3) 会計検査院は、連邦の資金を用いる公法上の団体の収支を検査する権限を有する。
- (4) 会計検査院は、国民議会の議決又は国民議会議員の要求に基づき、その活動領域に属する収支検査の特別の措置を講じなければならない。詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。会計検査院は、同様に、連邦政府又は連邦大臣の理由を付した要請に基づき、当該措置を講じ、かつ、その結果を要請した機関に対して通知しなければならない。
- (5) 会計検査院の検査は、数値の正確性、現行法規との適合性、さらに、節約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならない。

第 126c 条

会計検査院は、社会保険の主体の収支を検査する権限を有する。

第126d条

- (1) 会計検査院は、前年度の活動について、遅くとも毎年12月31日までに国民議会に対して報告を行う。会計検査院は、さらに、いつでも、必要に応じて申請を伴い、個別の所見について国民議会に対して報告することができる。会計検査院は、全ての報告を国民議会に対して提出すると同時に、連邦首相に対して通知しなければならない。会計検査院の報告は、国民議会への提出の後に公開するものとする。
- (2) 会計検査院の報告の審議のために、国民議会に常任委員会が設置される。設置の際には、比例代表の原則が遵守されるものとする。

第127条

- (1) 会計検査院は、州の自治的活動領域に属する収支並びに州の機関により、又は州の機関が任命する者（人的団体）により管理される財団、基金及び施設の収支を検査しなければならない。検査は、数値の正確性、現行法規との適合性、さらに収支の節約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならないが、憲法上の所管の代表機関の収支の基準となる議決は、これに含まれない。
- (2) 州政府は、毎年、予算及び決算を会計検査院に対して送付しなければならない。
- (3) 会計検査院は、さらに、州が単独で若しくは会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で基本資本金、基礎資本金又は自己資本金の少なくとも100分の50を出資している企業、又は州が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営する企業の収支も検査する。実質的な支配がある場合の検査権限については、第126条第2項の規定を準用する。会計検査院の管轄は、本項が規定する要件を満たす、支配構造におけるあらゆる下位階層の企業にも及ぶ。
- (4) 会計検査院は、州の資金を用いる公法上の団体の収支を検査する権限を

有する。

- (5) 会計検査院は、検査結果を当該州政府に対して通知する。当該州政府は、これに対して意見を述べなければならず、検査結果に基づき講じた措置を3ヶ月以内に会計検査院に対して報告しなければならない。
- (6) 会計検査院は、当該州に係る前年度の活動について、遅くとも毎年12月31日までに州議会に対して報告を行う。会計検査院は、さらに、いつでも、個別の所見を州議会に対して報告することができる。会計検査院は、全ての報告を州議会に対して提出すると同時に、州政府及び連邦政府に対して通知しなければならない。会計検査院の報告は、州議会への提出の後に公開するものとする。
- (7) 会計検査院は、州議会の議決又は州憲法法律により定められ、3分の1を超えてはならない数の州議会議員の要求に基づき、その活動領域に属する収支検査の特別の措置を講じなければならない。会計検査院が当該要求に基づき州議会に対して未だに報告を行っていない限りは、更なる同様の要求を行うことはできない。会計検査院は、同様に、州政府の理由を付した要請に基づき、当該措置を講じ、かつ、その結果を要請した機関に対して通知しなければならない。
- (8) 本条の規定は、ウィーン市の収支の検査にも適用され、この場合においては、州議会を市議会に、州政府を市参事会に、それぞれ読み替える。

第127a条

- (1) 住民数が10,000人以上の自治体の収支並びに自治体の機関により、又は自治体の機関が任命する者(人的団体)により管理される財団、基金及び施設の収支は、会計検査院による検査に服する。検査は、数値の正確性、現行法規との適合性、さらに収支の節約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならない。
- (2) 自治体の長は、毎年、予算及び決算を会計検査院に対して、及び同時に

州政府に対して、それぞれ送付しなければならない。

- (3) 会計検査院は、さらに、住民数が10,000人以上の自治体が単独で若しくは会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で基本資本金、基礎資本金又は自己資本金の少なくとも100分の50を出資している企業、又は自治体が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営する企業の収支も検査する。実質的な支配がある場合の検査権限については、第126条第2項の規定を準用する。会計検査院の管轄は、本項が規定する要件を満たす、支配構造におけるあらゆる下位階層の企業にも及ぶ。
- (4) 会計検査院は、住民数が10,000人以上の住民を有する自治体の資金を用いる公法上の団体の収支を検査する権限を有する。
- (5) 会計検査院は、検査結果を自治体の長に対して通知する。自治体の長は、これに対して意見を述べなければならず、検査結果に基づき講じた措置を3ヶ月以内に会計検査院に対して報告しなければならない。会計検査院は、収支検査の結果を、必要に応じて自治体の長が述べた意見とともに、州政府及び連邦政府に対して通知しなければならない。
- (6) 会計検査院は、当該自治体に係る限りにおける前年度の活動について、遅くとも毎年12月31日までに自治体議会に対して報告を行う。会計検査院は、全ての報告を自治体議会に対して提出すると同時に、州政府及び連邦政府に対しても通知しなければならない。会計検査院の報告は、自治体議会への提出の後に公開するものとする。
- (7) 会計検査院は、州政府の理由を付した要請に基づき、住民数が10,000人未満の自治体の収支を検査しなければならない。第1項から第6項までの規定は、これを準用するものとする。当該要請は、毎年2回のみ行うことができる。当該要請は、他の自治体と比較して債務又は保証が著しい動向を示している自治体についてのみ、認められる。
- (8) 会計検査院は、州議会の議決に基づき、住民数が10,000人未満の自治体の収支を検査しなければならない。第1項から第6項までの規定は、

会計検査院の報告が州議会に対しても通知されるものとするという条件を付して、これを準用するものとする。当該要請は、毎年2回のみ行うことができる。当該要請は、他の自治体と比較して債務又は保証が著しい動向を示している自治体についてのみ、認められる。

- (9) 自治体の収支の検査について適用する規定は、自治体連合の収支の検査について準用するものとする。

第 127b 条

- (1) 会計検査院は、法律上の職業代表の収支を検査する権限を有する。
- (2) 法律上の職業代表は、毎年、予算及び決算を会計検査院に対して送付しなければならない。
- (3) 会計検査院の検査は、数値の正確性、現行法規との適合性、さらに収支の節約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならないが、利益代表としての任務の遂行における収支の基準となる法律上の職業代表の管轄機関の議決は、これに含まれない。
- (4) 会計検査院は、検査結果を法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の長に対して通知しなければならない。長は、検査結果を、必要に応じて意見とともに、法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）に対して提出しなければならない。会計検査院は、検査結果を同時に法律上の職業代表に関する最上級の監督を所管する官庁に対しても通知しなければならない。会計検査院の報告は、規則制定機関（代表機関）への提出の後に公開するものとする。

第 127c 条

州に会計検査院が設置されている場合には、州憲法法律により次の各号に掲げる規定を定めることができる。

1. 第 126a 条第 2 文の規定をこの場合についても適用するという条件

を付した、第126a条第1文の規定に対応する規定

2. 住民数が10,000人未満の自治体に関する第127a条第1項から第6項までの規定に対応する規定
3. 住民数が10,000人以上の自治体に関する第127a条第7項及び第8項の規定に対応する規定

(第4号は2012年連邦官報第I部第51号により廃止)

第128条

会計検査院の設置及び活動に関する細則であって、会計検査院の領域における個人情報の保護を含むものは、連邦法律により定める。

第8章

憲法及び行政の保障

A. 行政裁判権

第129条

各州には、州の行政裁判所を置く。連邦には、連邦行政裁判所と称する連邦の行政裁判所及び連邦財政裁判所と称する財政に関する連邦の行政裁判所を置く。

第130条

(1) 行政裁判所は、次の各号に掲げる不服申立てについて判決をする。

1. 違法性を理由とする行政官庁の決定に対する不服申立て
2. 違法性を理由とする行政官庁による直接の命令権及び強制権の行使に対する不服申立て

3. 行政官庁の決定義務違反を理由とする不服申立て

(注:第4号は2017年連邦官報第I部第138号第1条第13号により廃止)

(1a)連邦の行政裁判所は、国民議会の調査委員会の証人に対する強制手段の適用について、国民議会の議事規則に関する連邦法律の定めるところにより、判決をする。

(2) 連邦法律又は州法律により、次の各号に掲げるものに係る裁判を行うための行政裁判所のその他の権限を定めることができる。

1. 法律の執行における行政官庁の行為の違法性を理由とする不服申立て
2. 公共調達に係る事項における発注者の行為の違法性を理由とする不服申立て
3. 公務員の勤務法に係る事項に関する争い
4. その他の事項における不服申立て、争い又は申立て

連邦官庁により直接に処理されない連邦の執行事項並びに第11条、第12条、第14条第2項及び第3項並びに14a条第3項及び第4項に規定する事項については、第1号及び第4号の規定に従った連邦法律は、州の同意がある場合に限り、公布することができる。

(2a)行政裁判所は、その裁判権限の行使において個人データの処理にかかる自然人の保護、当該データの自由な移動及び指令95/46/ECの廃止を目的とする規則(欧州連合)2016/679(一般データ保護規則)(2016年5月4日欧州連合官報L119号1頁)に従って保障される自らの権利が侵害されたと主張する者による不服申立てについて、判決をする。

(3) 行政罰に係る事件及び財政に関する連邦の行政裁判所の管轄に属する事件を除き、法律が行政官庁に裁量を認めており、かつ、当該行政官庁が法律の趣旨に沿って裁量を行使している限りにおいて、違法性は認められない。

(4) 第1項第1号の規定に従った行政罰に係る事件における不服申立てにつ

いて、行政裁判所は、本案について審理しなければならない。第1項第1号の規定に従ったその他の事件における不服申立てについて、次の各号に掲げる場合には、行政裁判所は、本案について審理しなければならない。

1. 重要な事実関係が確定している場合
 2. 行政裁判所自らによる重要な事実関係の確定が迅速性の観点から望ましい場合又は著しい費用削減と結びつく場合
- (5) 通常裁判所又は憲法裁判所の管轄に属する事件は、この連邦憲法に別段の定めがない限り、行政裁判所の管轄から除外される。

第131条

- (1) 第130条第1項の規定による不服申立てについては、第2項及び第3項に別段の定めがない限り、州の行政裁判所が判決をする。
- (2) 連邦官庁により直接に処理される連邦の執行事項に係る事件において、第130条第1項の規定に従った不服申立てについては、第3項に別段の定めがない限り、連邦の行政裁判所が判決をする。第130条第2項第2号の規定に従って法律が行政裁判所の管轄を定めている場合には、第14b条第2項第1号の規定に従って執行が連邦の権限とされる公共調達制度に係る事項に関する事件において、連邦の行政裁判所が不服申立てについて判決をする。第130条第2項第3号の規定に従って法律が行政裁判所の管轄を定めている場合には、連邦公務員の勤務法に係る事項に関する争いについて、連邦の行政裁判所が判決をする。
- (3) 財政に関する連邦の行政裁判所は、公課（連邦、州及び自治体の行政手数料を除く）及び財政刑法に係る事項並びにその他法律により定められた事項であって、当該事項が公課官庁又は財政刑事官庁により直接に処理されるものに関する事件において、第130条第1項から第3項までの規定に従った不服申立てについて判決をする。

- (4) 連邦法律により、次の各号に掲げる内容を定めることができる。
1. 第2項及び第3項の規定に従った事項に係る事件における州の行政裁判所の管轄
 2. 次に掲げる連邦の行政裁判所の管轄
 - a) 環境影響評価であって、環境に対する重大な影響が想定される事業に係るもの(第10条第1項第9号及び第11条第1項第7号)に関する事件
 - b) 第14条第1項及び第1項の規定に係る事項に関する事件
 - c) 連邦官庁により直接に処理されない連邦の執行事項並びに第11条、第12条、第14条第2項及び第3項並びに14a条第3項及び第4項に規定する事項に係るその他の事件
 - d) 第130条第2項第4号の規定に従った不服申立て、争い又は申立てに係る事件

第1号並びに第2号c及びdの規定に従った連邦法律は、州の同意がある場合に限り、公布することができる。

- (5) 州法律により、州の自治的活動領域に係る事項に関する事件における連邦の行政裁判所の管轄を定めることができる。第97条第2項の規定は、これを準用する。
- (6) 第130条第2項第1号及び第4号の規定に従った法律が行政裁判所の管轄を定めている事件における不服申立てについて、当該事項について本条第1項から第5項までの規定に従って管轄する行政裁判所が判決をする。第1文の規定に従って管轄が定められていない場合には、当該不服申立てについては、州の行政裁判所が判決をする。

次の規定については、以下を参照

(CELEX 番号 32021L1883)

第132条

- (1) 次の各号に掲げる者は、行政官庁の処分に対して、違法性を理由として不服申立てをすることができる。
 1. 処分により自らの権利が侵害されたと主張する者
 2. 第11条、第12条、第14条第2項及び第3項並びに14a条第3項及び第4項に規定する事項に係る事件においては、所管の連邦大臣
- (2) 行政官庁による直接の命令権及び強制権の行使により自らの権利が侵害されたと主張する者は、違法性を理由として不服申立てをすることができる。
- (3) 行政手続において当事者として決定義務の履行を請求する権利を有すると主張する者は、決定義務違反を理由として不服申立てをすることができる。
- (4) 第1項及び第2項に掲げる場合以外の場合並びに第130条第2項の規定に従って法律が行政裁判所の管轄を定めている場合において、違法性として不服申立てをすることができる者は、連邦法律又は州法律により定める。
- (5) 自治体の独自の活動領域に係る事項については、審級手続を尽くした後でなければ、行政裁判所に対して不服申立てをすることができない。

第133条

- (1) 最高行政裁判所は、次の各号に掲げる事件について判決をする。
 1. 違法性を理由とする行政裁判所の判決に対する上告
 2. 行政裁判所の裁判義務違反を理由とする期間確定の申立て
 3. 行政裁判所間又は行政裁判所と最高行政裁判所との間の権限上の争い
- (2) 連邦法律又は州法律により、通常裁判所による行政裁判所の決定又は判決の違法性の確認の申立てに係る裁判に関する最高行政裁判所のその他

の管轄を定めることができる。

- (2a)最高行政裁判所は、その裁判権限の行使において個人データの処理にかかる自然人の保護、当該データの自由な移動及び指令 95/46/EC の廃止を目的とする規則(欧州連合) 2016 / 679 (一般データ保護規則) に従って保障された自らの権利が侵害されたと主張する者による不服申立てについて、判決をする。
- (3) 行政裁判所が法律の趣旨に沿って裁量を行使している限りにおいて、違法性は認められない。
- (4) 行政裁判所の判決に対する上告は、特に、当該判決が最高行政裁判所の判例と異なるという理由、最高行政裁判所の判例が存在しないという理由、又は解決すべき法的問題について最高行政裁判所の従来判例において統一の見解が示されていないという理由により本質的な意義を有する法的問題の解決に依存している場合に限り、これを認める。当該判決の対象が少額の財産刑に限られる場合には、連邦法律により、上告を認めない旨を定めることができる。
- (5) 憲法裁判所の管轄に属する事件は、最高行政裁判所の管轄から除外される。
- (6) 次の各号に掲げる者は、行政裁判所の判決に対して、違法性を理由として上告をすることができる。
1. 当該判決により自らの権利が侵害されたと主張する者
 2. 行政裁判所の手続の相手方たる官庁
 3. 第 132 条第 1 項第 2 項に掲げる事件においては、所管の連邦大臣
(注:第 4 号は 2017 年連邦官報第 I 部第 138 号第 1 条第 18 号により廃止)
- (7) 行政裁判所の手続において当事者として裁判義務の履行を請求する権利を有すると主張する者は、裁判義務違反を理由として期間確定の申立てをすることができる。
- (8) 第 6 項に掲げる場合以外の場合において、違法性を理由に上告をするこ

とができる者は、連邦法律又は州法律により定める。

- (9) 行政裁判所の判決について適用する本条の規定は、行政裁判所の決定について準用するものとする。行政裁判所の決定に対して上告をすることができる範囲は、最高行政裁判所の組織及び手続を定める特別の連邦法律により定める。

第134条

- (1) 行政裁判所及び最高行政裁判所は、それぞれ、長官、副長官及び必要な数のその他の裁判官により構成される。
- (2) 州の行政裁判所長官、副長官及びその他の裁判官は、州政府が任命するが、当該職位が長官又は副長官でない限り、当該行政裁判所の裁判官会議による、又はその構成員から選出され、州の行政裁判所長官、副長官及び少なくとも5名のその他の裁判官により構成されなければならない委員会による3名の候補者の提案を、州政府は徴取しなければならない。州の行政裁判所裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、5年以上の法律専門職としての実務経験を有する者でなければならない。
- (3) 連邦の行政裁判所長官、副長官及びその他の裁判官は、連邦政府の提案に基づき、連邦大統領が任命するが、当該職位が長官又は副長官でない限り、当該行政裁判所の裁判官会議による、又はその構成員から選出され、連邦の行政裁判所長官、副長官及び少なくとも5名のその他の裁判官により構成されなければならない委員会による3名の候補者の提案を、連邦政府は徴取しなければならない。連邦の行政裁判所裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、5年以上の法律専門職としての実務経験を有する者でなければならない。連邦の行政裁判所裁判官は、関係分野の課程を修了し、5年以上の関係分野の実務経験を有する者でなければならない。
- (4) 最高行政裁判所長官、副長官及びその他の裁判官は、連邦政府の提案に

基づき、連邦大統領が任命するが、当該職位が長官又は副長官でない限り、最高行政裁判所の裁判官会議による、又はその構成員から選出され、最高行政裁判所長官、副長官及び少なくとも5名のその他の裁判官により構成されなければならない委員会による3名の候補者の提案に基づき、連邦政府はその提案を行わなければならない。最高行政裁判所裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、10年以上の法律専門職としての実務経験を有する者でなければならない。少なくとも4分の1の者は、州における職業的地位を有する者、可能な限り州の行政官から任用するものとする。

- (5) 連邦政府の閣僚、州政府の閣僚、国民議会議員、連邦議会議員、州議会議員又は欧州議会議員は、行政裁判所及び最高行政裁判所に所属することはできず、さらに、その他の一般代表機関の議員は、最高行政裁判所に所属することはできず、特定の立法期又は任期で選挙された一般代表機関の議員又は欧州議会議員は、途中で辞職した場合であっても、兼職禁止は立法期又は任期が満了するまでは継続する。
- (6) 行政裁判所又は最高行政裁判所の長官又は副長官には、過去5年間に第5項に掲げたいずれかの職務を遂行していた者を任命することはできない。
- (7) 行政裁判所及び最高行政裁判所の裁判官は、職業裁判官である。第87条第1項及び第2項並びに第88条第1項及び第2項の規定は、州の行政裁判所裁判官がその年齢に達することにより定年退職することとなる又は勤務関係が終了することとなる年齢上限を州法律により定めるという条件を付して、これを準用するものとする。
- (8) 最高行政裁判所職員に対する勤務管理権は、長官により行使される。
- (9) 最高行政裁判所長官は、国民議会の委員会(小委員会)における連邦財政法律案の最高行政裁判所に係る下位区分に関する審議に出席し、かつ、要求に基づき、その都度、発言の機会を与えられる権利を有する。詳細

は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

- (10)連邦法律により、最高行政裁判所長官が機関の任命に関与する権限を定めることができる。

第135条

- (1) 行政裁判所は、個別の裁判官により判決をする。行政裁判所の手続に関する法律又は連邦法律若しくは州法律により、行政裁判所が法廷により判決をする旨を定めることができる。法廷の規模は、行政裁判所の組織に関する法律により定める。法廷は、又はその構成員から選出され、行政裁判所長官、副長官及び法律により定められた数のその他の裁判官により構成されなければならない委員会が、行政裁判所裁判官及び、連邦法律又は州法律において専門知識を有する非職業裁判官の裁判への関与が定められている限りにおいて、当該法律により定められた数の専門知識を有する非職業裁判官により、組織するものとする。連邦法律が、州の行政裁判所が法廷において判決をしなければならない旨及び専門知識を有する非職業裁判官が裁判に関与する旨を定めている限りにおいて、当該連邦法律については、関係する州の同意を得なければならない。最高行政裁判所は、裁判官会議又はその構成員から選出され、最高行政裁判所長官、副長官及び法律により定められた数のその他の裁判官により構成されなければならない委員会が最高行政裁判所裁判官により組織するものとする法廷により、判決をする。
- (2) 行政裁判所が処理すべき事務は、裁判官会議又はその構成員から選出され、行政裁判所長官、副長官及び法律により定められた数のその他の裁判官により構成されなければならない委員会により、個別の裁判官又は法定に対して、法律により定められた期間について事前に配分されるものとする。最高行政裁判所が処理すべき事務は、裁判官会議又はその構成員から選出され、最高行政裁判所長官、副長官及び法律により定めら

れた数のその他の裁判官により構成されなければならない委員会により、法定に対して、法律により定められた期間について事前に配分されるものとする。

- (3) 事務配分により裁判官に割り当てられた案件は、当該裁判官が職務を遂行することができない場合又はその任務量により適切な期間内にこれを行うことができない場合に限り、第2項の規定に従って権限を有する機関によってのみ、当該裁判官から免除することができる。
- (4) 第89条の規定は、行政裁判所及び最高行政裁判所について準用するものとする。

第 135a 条

- (1) 行政裁判所の組織に関する法律において、個別かつ具体的に示された事務の種類の処理を、特別に養成された裁判官ではない職員に委任することができる。
- (2) ただし、事務配分により権限を有する行政裁判所裁判官は、いつでも当該事務を行うことを自らに留保し、又は自ら行うことができる。
- (3) 第1項の規定に係る事務の処理に際して、裁判官ではない職員は、事務配分により権限を有する行政裁判所裁判官の指示にのみ拘束される。第20条第1項第3文の規定は、これを適用するものとする。

第 136 条

- (1) 州の行政裁判所の組織は州法律により、連邦の行政裁判所の組織は連邦法律により、それぞれ定める。
- (2) 行政裁判所の手続は、財政に関する連邦の行政裁判所に係るものを除き、特別の連邦法律により統一して定める。連邦は、州に対して当該法律案の作成に関与する機会を与えなければならない。行政裁判所の手続に関する規定は、当該事項の規定のために必要である場合又は第1文に掲げ

る特別の連邦法律が授権している限りにおいて、連邦法律又は州法律により定めることができる。

- (3) 財政に関する連邦の行政裁判所の手続は、連邦法律により定める。州の行政裁判所による公課手続も、連邦法律により定めることができる。
- (3a) 国民議会の議事規則に関する連邦法律は、第130条第1a項の規定に従った連邦の行政裁判所の手続に関する特別の規定を定めることができる。
- (3b) 第130条第2項第4号に規定する場合には、連邦法律又は州法律により、行政裁判所の手続に関する特別の規定を定めることができる。
- (4) 最高行政裁判所の組織及び手続は、特別の連邦法律により定める。
- (5) 行政裁判所及び最高行政裁判所の裁判官会議は、前各項の規定により制定された法律に基づき、その規則を決定する。

B. 憲法裁判権

第137条

憲法裁判所は、連邦、州、自治体及び自治体連合に対する財産上の請求であって、通常裁判所における訴訟により争うことができず、かつ、行政官庁の決定により解決することもできないものについて、判決をする。

第138条

- (1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる権限上の争いについて、判決をする。
 - 1. 裁判所と行政官庁との間の権限上の争い
 - 2. 通常裁判所と行政裁判所又は最高行政裁判所との間の権限上の争い及び憲法裁判所自身と他の裁判所との間の権限上の争い
 - 3. 連邦と州との間の権限上の争い又は州間の権限上の争い
- (2) 憲法裁判所は、さらに、連邦政府又は州政府の申立てにより、立法行為又は執行行為が連邦又は州の管轄に属するか否かを確認する。

第 138a 条

- (1) 憲法裁判所は、連邦政府又は関係する州政府の申立てにより、第 15a 条第 1 項の規定にいう協定が存在するか否か、及び当該協定から生ずる義務のうち、財産権上の請求に該当しないものが州又は連邦により履行されたか否かを確認する。
- (2) 第 15a 条第 2 項の規定にいう協定において定められている場合には、憲法裁判所は、さらに、関係する州政府の申立てにより、当該協定が存在するか否か、及び当該協定から生ずる義務のうち、財産権上の請求に該当しないものが履行されたか否かを確認する。

第 138b 条

- (1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項について、判決をする。
 1. 国民議会議員の 4 分の 1 による調査委員会の設置の要求につき、その全部又は一部を不適法とする国民議会の議事規則委員会の議決に対する違法性を理由とする異議申立てであって、当該要求を支持する国民議会議員の 4 分の 1 によるもの
 2. 議事規則委員会の基本的な証拠調べに関する議決の範囲の妥当性であって、第 1 号の規定に従った国民議会議員の 4 分の 1 の申立てによるもの
 3. 国民議会議員の 4 分の 1 による追加の証拠調べの実施に係る要求につき、調査対象との実質的関連性の存在を否定する国民議会の調査委員会の議決の適法性であって、当該要求を支持する国民議会議員の 4 分の 1 によるもの
 4. 国民議会の調査委員会、国民議会議員の 4 分の 1 及び情報提供義務を負う機関の間における調査委員会に対して情報を提供すべき義務に係る意見の相違であって、国民議会の調査委員会、国民議会議員の 4 分の 1 及び情報提供義務を負う機関の申立てによるもの

5. 国民議会議員の4分の1による証人喚問に係る要求につき、調査対象との実質的関連性の存在を否定する国民議会の調査委員会の議決の適法性であって、当該要求を支持する国民議会議員の4分の1によるもの
 6. 国民議会の調査委員会と連邦法務大臣との間における捜査当局の活動に対する配慮の必要性及び解釈に係る意見の相違であって、調査委員会又は連邦法務大臣の申立てによるもの
 7. 次の各号に掲げる行為により自らの人格権が侵害されたと主張する者による異議申立て
 - a) 国民議会の調査委員会の行為
 - b) 当該委員会の委員が国民議会議員として職務を遂行する際の行為
 - c) 法律により定められた者が調査委員会の手続においてその機能を遂行する際の行為
- (2) 憲法裁判所は、さらに、国民議会又は連邦議会に対して提供される情報の分類に係る国民議会議長及び連邦議会議長の決定の違法性を理由とする異議申立てであって、情報提供義務を負う機関によるものについても、判決をする。

第139条

- (1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる場合において、命令の法律違反について判決をする。
1. 裁判所の申立てにより
 2. 憲法裁判所が自らに係属中の事件において命令を適用しなければならない場合には、職権により
 3. 命令が裁判所による裁判の言い渡し又はその者に対する処分の発出を経ることなく効力を生じた場合には、当該法律違反により自らの

権利が直接に侵害されたと主張する者の申立てにより

4. 通常裁判所により第一審における裁判が行われた事件の当事者として、法律違反の命令の適用により自らの権利が侵害されたと主張する者が、当該裁判に対する上訴の提起に際して行う申立てにより
5. 連邦官庁の命令の法律違反にあつては、州政府又はオンブズマンの申立てにより
6. 州官庁の命令の法律違反にあつては、連邦政府の申立てにより、又は州憲法法律により当該州の行政の領域についてもオンブズマンが管轄する旨が定められている場合には、オンブズマン若しくは第148i条第2項の規定に従った組織の申立てにより
7. 第119a条第6項の規定による監督官庁の命令の法律違反にあつては、自らの命令が廃止された自治体の申立てにより

第3号及び第4号の規定に従った申立てについては、第89条第3項の規定を準用するものとする。

- (1a) 通常裁判所の手続の目的を確保するために必要な場合には、連邦法律により、第1項第4号の規定に従った申立てをすることを認めない旨を定めることができる。連邦法律により、第1項第4号の規定に従った申立てがいかなる効力を有するかを定めるものとする。
- (1b) 憲法裁判所は、第1項第3号又は第4号の規定に従った申立てに十分な勝訴の見込みがない場合には、本案審理に入る前の段階において、当該申立ての審理を決定により拒否することができる。
- (2) 憲法裁判所に係属中であつて、憲法裁判所が命令を適用しなければならない事件において、当事者の訴えの利益が消滅した場合であっても、既に開始された命令の法律適合性を審査するための手続は、なお継続するものとする。
- (3) 憲法裁判所は、明示的に命令の無効が申し立てられている限りにおいて、又は憲法裁判所が自らに係属中の事件において命令を適用しなければな

らない限りにおいて、当該命令を法律違反として無効とすることができる。ただし、憲法裁判所が、次の各号に掲げる見解に立つ場合には、当該命令の全部を法律違反として無効としなければならない。

1. 法律上の根拠を欠くとする見解
2. 管轄権を有しない機関により制定されたとする見解
3. 法律違反の方法により公布されたとする見解

命令の全部を無効とすることが、第1項第3号又は第4号の規定に従った申立てを行った当事者又は職権による命令審査手続の開始の契機となった事件の当事者の法的利益に明らかに反する場合には、この限りではない。

- (4) 憲法裁判所による判決の言い渡しの時点において命令が既に失効しており、かつ、手続が職権により、又は裁判所若しくは命令の法律違反により自らの権利が侵害されたと主張する者の申立てにより開始された場合には、憲法裁判所は、当該命令が法律違反であったか否かを判示しなければならない。第3項の規定は、これを準用する。
- (5) 憲法裁判所が命令を法律違反として無効とする判決をした場合には、連邦又は州の所管の最上級機関は、速やかに当該無効を公布する義務を負う。当該規定は、第4項の規定に従った判示の場合について準用する。無効とする判決は、憲法裁判所が失効について6ヶ月を超えてはならない期限を、法律による措置が必要となる場合には18ヶ月を超えてはならない期限を、それぞれ定めない限り、その公布の日の経過により効力を生ずる。
- (6) 命令が法律違反として無効とされた場合又は憲法裁判所が第4項の規定に従って命令が法律違反である旨を判示した場合には、全ての裁判所及び行政官庁は、憲法裁判所の判断に拘束される。ただし、無効とされる前に成立した法的事実については、契機となった事件を除き、憲法裁判所が無効とする判決において別段の判示を行わない限り、命令を引き続

き適用するものとする。憲法裁判所が無効とする判決において第5項の規定に従って期限を定めた場合には、命令は、当該期限が経過するまでに成立した法的事実について、契機となった事件を除き、これを適用するものとする。

- (7) 第1項第4号の規定に従った申立てをする契機となった事件については、命令を法律違反として無効とする憲法裁判所の判決が当該事件についての新たな裁判を可能とする旨を連邦法律により定めなければならない。当該規定は、第4項の規定に従った判示の場合について準用する。

第139a条

憲法裁判所は、法律(条約)の再公示に係る公布の違法性について判決をする。第139条の規定は、これを準用するものとする。

第140条

- (1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる場合において、法律の憲法違反について判決をする。
1. 法律の憲法違反にあつては、次に掲げる場合における申立て又は職権により
 - a) 裁判所の申立てにより
 - b) 憲法裁判所が自らに係属中の事件において法律を適用しなければならない場合には、職権により
 - c) 法律が裁判所による裁判の言い渡し又はその者に対する処分が発出を経ることなく効力を生じた場合には、当該憲法違反により自らの権利が直接に侵害されたと主張する者の申立てにより
 - d) 通常裁判所により第一審における裁判が行われた事件の当事者として、憲法違反の法律の適用により自らの権利が侵害されたと主張する者が、当該裁判に対する上訴の提起に際して行う申

立てにより

2. 連邦法律の憲法違反にあっては、州政府、国民議会議員の3分の1又は連邦議会議員の3分の1の申立てにより
3. 州法律の憲法違反にあっては、連邦政府の申立て、又は州憲法法律により定められている場合には、州議会議員の3分の1の申立てにより

第1号c及びdの規定に従った申立てについては、第89条第3項の規定を準用するものとする。

- (1a) 通常裁判所の手続の目的を確保するために必要な場合には、連邦法律により、第1項第1号dの規定に従った申立てをすることを認めない旨を定めることができる。連邦法律により、第1項第1号dの規定に従った申立てがいかなる効力を有するかを定めるものとする。
- (1b) 憲法裁判所は、第1項第1号c又はdの規定に従った申立てに十分な勝訴の見込みがない場合には、本案審理に入る前の段階において、当該申立ての審理を決定により拒否することができる。
- (2) 憲法裁判所に係属中であって、憲法裁判所が法律を適用しなければならない事件において、当事者の訴えの利益が消滅した場合であっても、既に開始された法律の憲法適合性を審査するための手続は、なお継続するものとする。
- (3) 憲法裁判所は、明示的に法律の無効が申し立てられている限りにおいて、又は憲法裁判所が自らに係属中の事件において法律を適用しなければならない限りにおいて、当該法律を憲法違反として無効とすることができる。ただし、憲法裁判所が、法律の全部が権限分配により権限を有しない立法機関により制定されたとする見解又は憲法違反の方法により公布されたとする見解に立つ場合には、当該法律の全部を憲法違反として無効としなければならない。法律の全部を無効とすることが、第1項第1号c又はdの規定に従った申立てを行った当事者又は職権による法律審

査手続の開始の契機となった事件の当事者の法的利益に明らかに反する場合には、この限りではない。

- (4) 憲法裁判所による判決の言い渡しの時点において法律が既に失効しており、かつ、手続が職権により、又は裁判所若しくは法律の憲法違反により自らの権利が侵害されたと主張する者の申立てにより開始された場合には、憲法裁判所は、当該法律が憲法違反であったか否かを判示しなければならない。第3項の規定は、これを準用する。
- (5) 憲法裁判所が法律を憲法違反として無効とする判決をした場合には、連邦首相又は所管の州知事は、速やかに当該無効を公布する義務を負う。当該規定は、第4項の規定に従った判示の場合について準用する。無効とする判決は、憲法裁判所が失効について期限を定めない限り、その公布の日の経過により効力を生ずる。当該期間は、18ヶ月を超えてはならない。
- (6) 憲法裁判所の判決により法律が憲法違反として無効とされた場合には、当該判決において別段の判示を行わない限り、無効とする判決の効力が生ずる日をもって、憲法裁判所が憲法違反であると判決をした法律により廃止された法律の規定が再び効力を生ずる。法律の無効に係る公布において、法律の規定が再び効力を生ずるか否か及びいずれの法律の規定が再び効力が生ずるかについても公示するものとする。
- (7) 法律が憲法違反として無効とされた場合又は憲法裁判所が第4項の規定に従って法律が憲法違反である旨を判示した場合には、全ての裁判所及び行政官庁は、憲法裁判所の判断に拘束される。ただし、無効とされる前に成立した法的事実については、契機となった事件を除き、憲法裁判所が無効とする判決において別段の判示を行わない限り、法律を引き続き適用するものとする。憲法裁判所が無効とする判決において第5項の規定に従って期限を定めた場合には、法律は、当該期限が経過するまでに成立した法的事実について、契機となった事件を除き、これを適用す

るものとする。

- (8) 第1項第1号dの規定に従った申立てをする契機となった事件については、法律を憲法違反として無効とする憲法裁判所の判決が当該事件についての新たな裁判を可能とする旨を連邦法律により定めなければならない。当該規定は、第4項の規定に従った判示の場合について準用する。

第140a条

憲法裁判所は、条約の違法性について判決をする。政治的条約、法律を改正及び補完する内容を有する条約並びに欧州連合の条約上の基礎を変更する条約については第140条の規定を、その他の全ての条約については、次の各号に掲げる条件を付して、第139条の規定を、それぞれ準用するものとする。

1. 憲法裁判所が憲法違反又は法律違反を確認した条約は、憲法裁判所が当該条約を引き続き適用するものとする期限を定めない限りは、判決の公布の日の経過により、執行権限を有する機関により適用されなくなるものとするが、当該期限は、政治的条約、法律を改正及び補完する内容を有する条約並びに欧州連合の条約上の基礎を変更する条約については2年を、その他の全ての条約については1年を、それぞれ超えてはならない。
2. 判決の公布の日の経過により、当該条約が命令の制定により履行されるものとする旨の命令行為又は当該条約が法律の制定により履行されるものとする旨の議決は、失効する。

第141条

- (1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項について判決をする。
- a) 連邦大統領選挙、一般代表機関の議員、欧州議会議員及び法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の選挙に対する異議申立て

- b) 州政府及び自治体の執行担当機関への選出に対する異議申立て
 - c) 一般代表機関の議員の資格争訟にあつては、当該代表機関の申立てにより、又は当該代表機関の手続を規定する法規において定められている限りにおいて、その議長若しくは議員の3分の1の申立てにより・欧州議会議員の資格争訟にあつては、オーストリアにおいて選挙された欧州議会議員の半数以上の申立てにより
 - d) 連邦大統領に対する失職請求にあつては、連邦集会の申立てにより
 - e) 連邦政府の閣僚、国務次官、会計検査院長又はオンブズマンに対する失職請求にあつては、国民議会の申立てにより
 - f) 州政府の閣僚に対する失職請求にあつては、州議会の申立てにより
 - g) 自治体の執行担当機関の構成員の当該職務に係る資格争訟にあつては、自治体議会の申立てにより、及び法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の構成員の資格争訟にあつては、当該規則制定機関の申立てにより
 - h) 国民発案、国民投票、国民諮問及び欧州市民発案の結果に対する異議申立て
 - i) 選挙人名簿への登録及び選挙人名簿からの削除
 - j) a号からc号まで及びg号からi号までの場合において、単独で異議申立ての対象となり得る行政官庁の処分及び裁決並びに、連邦法律又は州法律が定める限りにおいて、行政裁判所の決定及び裁判に対する異議申立て
- a号、b号、h号、i号及びj号の規定に従った異議申立ては、主張された手続の違法性を、c号及びg号の規定に従った申立ては、の議員、欧州議会議員、自治体の執行担当機関の構成員又は法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の構成員の資格争訟について法律により定められた理由を、d号、e号及びf号の規定に従った申立ては、法律により定められた失職の理由を、それぞれ根拠とすることができる。憲法裁判

所は、主張された手続の違法性が立証され、かつ、当該手続の違法性が結果に影響を及ぼした場合には、異議申立てを認容しなければならない。行政官庁の手続においては、一般代表機関及び職業代表の規則制定機関（代表機関）も、当事者の資格を有する。

- (2) 第1項 a 号の規定に従った異議申立てが認容され、それにより一般代表機関の議員、欧州議会議員又は法律上の職業代表の規則制定機関の構成員の部分的又は全面的な再選挙が必要となる場合には、影響を受ける当該代表機関の構成員は、憲法裁判所の判決の送達から100日以内に実施される再選挙において選挙された構成員がその議席を引き継いだ時点において、資格を喪失する。

(注：第3項は2012年連邦官報第I部第51号により廃止)

第142条

- (1) 憲法裁判所は、最上級の連邦機関及び州機関がその職務活動により生じさせた有責の権利侵害に関する憲法上の責任を追及する訴えについて判決をする。
- (2) 訴えは、次の各号に掲げる方法により提起することができる。
- a) 連邦大統領に対する訴えであって、連邦憲法違反を理由とするものは、連邦集会の議決により
 - b) 連邦政府の閣僚、責任について同格とされる機関及び国務次官に対する訴えであって、法律違反を理由とするものは、国民議会の議決により
 - c) 欧州連合理事会におけるオーストリアの代表者に対する訴えであって、立法が連邦の権限であったであろう事項における法律違反を理由とするものは、国民議会の議決により、立法が州の権限であったであろう事項における法律違反を理由とするものは、同様に全ての州議会の議決により

- d) 州政府の閣僚及びこの連邦憲法又は州憲法により責任について同格とされる機関に対する訴えであって、法律違反を理由とするものは、州議会の議決により
 - e) 州知事、州知事代行(第105条第1項)及び州政府の閣僚(第103条第2項及び第3項)に対する訴えであって、法律違反を理由とするもの並びに間接連邦行政に係る事項における連邦の命令又はその他の命令行為(指示)への不服従を理由とするもの、さらに、州政府の閣僚については当該事項における州知事の指示への不服従を理由とするものは、連邦政府の決定により
 - f) 連邦首都ウィーンの機関が独自の活動領域において連邦の執行領域における任務を処理する限りにおいて、当該機関に対する訴えであって、法律違反を理由とするものは、連邦政府の決定により
 - g) 州知事に対する訴えであって、第14条第8項の規定に従った指示への不服従を理由とするものは、連邦政府の決定により
 - h) 教育局長又はその職務の遂行を委任された州政府の閣僚に対する訴えであって、法律違反を理由とするもの及び連邦の命令又はその他の命令行為(指示)への不服従を理由とするものは、連邦政府の決定により、州の命令又はその他の命令行為(指示)への不服従を理由とするものは、所管の州議会の議決により
 - i) 州政府の閣僚に対する訴えであって、法律違反を理由とするもの並びに、第11条第1項第8号の規定に係る事項に該当する限りにおいて、第11条第7項の規定に従った権限の妨げを理由とするものは、国民議会の議決又は連邦政府の決定により
- (3) 連邦政府により第2項e号の規定に従って州知事又は州知事代行に対してのみ訴えが提起された場合で、第103条第2項の規定により間接連邦行政に係る事項を任務とする他の州政府の閣僚が第2項e号の規定にいう責任を負う旨が判明したときには、連邦政府は、判決が言い渡される

までいつでも訴えを当該州政府の閣僚にまで拡大することができる。

- (4) 憲法裁判所の認容判決は、失職を、特に重大な事情がある場合にはさらに政治的な権利の一時的な喪失を、その内容としなければならないが、第2項c号、e号、g号及びh号の規定に掲げる軽微な違法の場合には、憲法裁判所は、違法が存在する旨の確認に留めることができる。教育局長官の失職は、第113条第8項の規定に従って教育局長官と結びつけられた職についても、これを失う。
- (5) 連邦大統領は、訴えを議決した一又は二以上の代表機関の申立てによってのみ、ただし、連邦政府が訴えを決定した場合にはその申立てによってのみ、第65条第2項c号の規定により自らに属する権利を行使することができるが、全ての場合において、被告の同意を得た場合にのみ、これを行使することができる。

第143条

第142条の規定に掲げる者に対する訴えは、被告人の職務活動と結びついた刑事訴訟により追及すべき行為を理由として提起することもできる。この場合においては、憲法裁判所が単独で管轄権を有し、既に通常刑事裁判所に係属中の審理は憲法裁判所に移送される。憲法裁判所は、当該場合においては、第142条第4項の規定に加えて、刑法の規定も適用することができる。

第144条

- (1) 憲法裁判所は、行政裁判所の判決に対する異議申立てについて、異議申立人が当該判決により憲法法律上保障された権利を侵害されたと主張する限りにおいて、又は法律違反の命令、法律（条約）の再公示に係る法律違反の公布、憲法違反の法律若しくは違法な条約が適用されたことにより自らの権利が侵害されたと主張する限りにおいて、判決をする。

- (2) 憲法裁判所は、異議申立てに十分な勝訴の見込みがない場合又は裁判により憲法問題の解決が期待できない場合には、本案審理に入る前の段階において、当該異議申立ての審理を決定により拒否することができる。
- (3) 憲法裁判所が、異議を申し立てられている行政裁判所の判決により第1項の規定にいう権利が侵害されていない旨を認定した場合には、憲法裁判所は、異議申立人の申立てにより、異議申立人が判決によりその他の権利を侵害されたか否かを審理させるために、異議申立てを最高行政裁判所に移送しなければならない。第2項の規定に従った決定については、第1文の規定を準用するものとする。
- (4) 行政裁判所の決定については、行政裁判所の判決について適用する本条の規定を準用するものとする。行政裁判所の決定に対して異議申立てをすることができる範囲は、憲法裁判所の組織及び手続に関する特別の連邦法律により定める。
- (5) 行政裁判所の判決又は決定に上告を許容するとの内容が含まれる限りにおいては、第1項の規定に従った異議申立ては、これを行うことはできない。

第 145 条

憲法裁判所は、特別の連邦法律の規定により、国際法の違反について判決をする。

第 146 条

- (1) 第126a条、第127c条及び第137条の規定による憲法裁判所の判決の執行は、通常裁判所により行われるものとする。
- (2) 憲法裁判所のその他の判決の執行は、連邦大統領が所掌する。当該執行は、連邦大統領の指示により、その裁量により執行を委任された連邦軍を含む連邦又は州の機関により行われるものとする。当該判決の執行の

申立ては、憲法裁判所により連邦大統領に対して行われるものとする。連邦大統領の当該指示は、執行が連邦又は連邦機関に対して行われる場合には、第67条の規定による副署を要しない。

第147条

- (1) 憲法裁判所は、長官、副長官、その他の12名の裁判官及び6名の補欠裁判官により構成される。
- (2) 連邦大統領は、長官、副長官、その他の6名の裁判官及び3名の補欠裁判官を、連邦政府の提案に基づき任命するが、当該裁判官及び補欠裁判官は、職業裁判官、行政官及び大学における法学分野の教授から選ぶものとする。連邦大統領は、その他の6名の裁判官及び3名の補欠裁判官を、3名の裁判官及び2名の補欠裁判官については国民議会の提案に基づき、3名の裁判官及び1名の補欠裁判官については連邦議会の提案に基づき、それぞれ任命する。3名の裁判官及び2名の補欠裁判官は、連邦首都ウィーンの領域外に定住所を有するものでなければならない。裁判官又は補欠裁判官に任命された現職の行政官は、俸給が支払われない休職とされる。ただし、補欠裁判官に任命された行政官であって、全ての指示に拘束される職務を免除されている者は、当該免除の期間中においては、この限りではない。
- (3) 憲法裁判所裁判官及び補欠裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、10年以上の法律専門職としての実務経験を有する者でなければならない。
- (4) 連邦政府の閣僚、州政府の閣僚、一般代表機関の議員又は欧州議会議員は、憲法裁判所に所属することはできず、特定の立法期又は任期で選挙された一般代表機関の議員又は欧州議会議員は、途中で辞職した場合であっても、兼職禁止は立法期又は任期が満了するまでは継続する。さらに、政党職員又はその他の役職者も、憲法裁判所に所属することはでき

ない。

- (5) 憲法裁判所長官又は副長官には、過去5年間に前項に掲げたいずれかの職務を遂行していた者を任命することはできない。その他の裁判官又は補欠裁判官には、過去3年間にこれらの職務を遂行していたものを任命することはできない。
- (6) 憲法裁判所裁判官及び補欠裁判官には、第87条第1項及び第2項並びに第88条第2項の規定を適用し、細則は第148条の規定に従って制定される連邦法律において定める。職務が終了することとなる年齢上限は、裁判官又は補欠裁判官が70歳に到達した年の12月31日とする。
- (7) 裁判官又は補欠裁判官が、憲法裁判所の審理への招集に3回連続して正当な理由なしに応じなかった場合には、憲法裁判所は、その者に対する聴聞を経て、当該事実を確認しなければならない。当該確認は、裁判官の失職又は補欠裁判官の地位の喪失という結果を伴う。
- (8) 憲法裁判所職員に対する勤務管理権は、長官により行使される。
- (9) 憲法裁判所長官は、国民議会の委員会(小委員会)において、連邦財政法律案の憲法裁判所に係る下位区分に関する審議に出席し、かつ、要求に基づき、その都度、発言の機会を与えられる権利を有する。詳細は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。
- (10) 連邦法律により、憲法裁判所長官が機関の任命に関与する権限を定めることができる。

第148条

憲法裁判所の組織及び手続に関する細則は、特別の連邦法律及びこれに基づき憲法裁判所が決定する規則により定める。

第9章

オンブズマン

第148a条

- (1) 何人も、私権の主体としての活動を含む連邦行政における弊害、特に人権侵害を主張して、当該弊害から影響を受けており、かつ、法的手段を利用できない又は利用し尽くした限りにおいて、オンブズマンに対して苦情を申し立てることができる。全ての当該苦情は、オンブズマンにより審査されるものとする。苦情申立人に対しては、審査結果及び必要に応じて講じられた措置を通知するものとする。
- (2) オンブズマンは、私権の主体としての活動を含む連邦行政における弊害、特に人権侵害が存在すると認める場合には、職権によりこれを審査する権限を有する。
- (3) 人権を保護及び促進するために、オンブズマン及びそれにより設置される委員会は、私権の主体としての活動を含む連邦行政の領域において、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 1. 自由剥奪施設への立入検査
 2. 直接の命令権及び強制権の行使を授権された機関の行為に対する監視及び付随する検査
 3. 障がいのある者のための特定の施設及び事業実施現場の検査又は訪問
- (4) 何人も、第1項の規定を妨げることなく、手続行為における裁判所の遅滞を主張して、当該弊害から影響を受けている限りにおいて、オンブズマンに対して苦情を申し立てることができる。第2項の規定は、これを準用する。
- (5) オンブズマンは、さらに、国民議会に対して提出された請願及び市民発

案の処理への関与を所掌する。詳細は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

- (6) オンブズマンは、その職務を独立して遂行する。

第 148b 条

- (1) 連邦、州、自治体、自治体連合及び自治行政団体の全ての機関は、オンブズマンがその任務を処理する際にこれを支援し、当該機関の記録閲覧を保障し、要求に基き必要な情報を提供しなければならない。オンブズマンに対しては、機密保持義務を負わない。
- (2) オンブズマンは、任務の遂行において対象となった機関と同様の範囲において機密保持義務を負う。オンブズマンは、国民議会及び連邦議会に対する報告の提出に際しては、国家の安全若しくは包括的国土防衛の利益のために必要となる場合、又は第三者の優越的かつ正当な利益を保護するために必要となる場合に限り、機密保持義務を負う。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定は、委員会の委員並びに人権諮問委員会の委員及び補欠委員について準用する。

第 148c 条

オンブズマンは、連邦の最上級の行政事務を担当する機関に対して、特定の事案において又は特定の事案を契機として講ずべき措置を勧告することができる。自治行政又は指示に拘束されない官庁による行政に係る事項については、オンブズマンは、所管の自治行政の機関又は指示に拘束されない官庁に対して勧告することができ、当該勧告は、連邦の最上級行政機関に対しても報告するものとする。当該機関は、連邦法律により定められた期間内に当該勧告に応じ、その旨をオンブズマンに対して通知するか、又は当該勧告に応じなかった理由を文書で示さなければならない。オンブズマンは、特定の事案において又は特定の事案を契機と

して、裁判所の遅滞（第148a条第4項）を解消するための期間確定の申立てを行い、職務監督の措置を提案することができる。

第148d条

- (1) オンブズマンは、毎年、その活動について国民議会及び連邦議会に対して報告しなければならない。オンブズマンは、さらに、個別の所見を国民議会及び連邦議会に対して報告することができる。オンブズマンの報告は、国民議会及び連邦議会への提出の後に公開するものとする。
- (2) オンブズマンの構成員は、国民議会及び連邦議会並びにそれらの委員会（小委員会）におけるオンブズマンの報告に関する審議に出席し、かつ、要求に基づき、その都度、発言の機会を与えられる権利を有する。オンブズマンの構成員は、国民議会及びその委員会（小委員会）における連邦財政法律案のオンブズマンに係る下位区分に関する審議についても、当該権利を有する。詳細は、国民議会の議事規則に関する連邦法律及び連邦参議院の議事規則により定める。

第148e条

オンブズマンは、一般的利益に係る情報について、当該情報が第22a条第2項第2文の定めるところにより機密として保持されるべきでない限度及び期間において、一般の者が利用可能な方法により公開しなければならない。

第148f条

オンブズマンと連邦政府又は連邦大臣との間に、オンブズマンの管轄を定める法律の規定の解釈に関する意見の相違が生じた場合には、連邦政府又はオンブズマンの申立てにより、憲法裁判所がこれを裁判する。

第 148g 条

- (1) オンブズマンは、ウィーンに所在する。オンブズマンは 3 名の構成員からなり、そのうちの 1 名が議長を務める。任期は、6 年とする。オンブズマンの構成員の 1 回を超える再選は、認められない。
- (2) オンブズマンの構成員は、国民議会により、その中央委員会の全体提案に基づき選出される。中央委員会は、全ての委員の半数以上の出席の下で全体提案を作成し、その際には、国民議会における議席数が上位 3 位までの政党は、全体提案においてそれぞれ 1 名の構成員を指名する権利を有する。議席数が同数の場合には、直近の国民議会議員選挙において得票数が多かった政党が優先される。オンブズマンの構成員は、就任に先立ち、連邦大統領に対して宣誓を行う。
- (3) オンブズマン議長は、構成員を指名した政党の議席数が多い順に、議席数が同数の場合には得票数が多い順に、構成員の間で毎年交代する。当該順序は、オンブズマンの任期を通じて変更されない。
- (4) オンブズマンの構成員が任期途中で欠けた場合には、当該構成員を指名した国民議会において議席を有する政党が、新たな構成員を指名しなければならない。残任期間に係る再選出は、第 2 項の規定に従って実施される。新たな事務配分が必要に応じて定められるまでの間においては、現行の事務配分を新たな構成員について準用する。
- (5) オンブズマンの構成員は、国民議会議員の被選挙権を有する者であり、行政の組織及び機能に関する知識及び人権分野に関する知識を有していなければならない。オンブズマンの構成員は、その在任中は、一般代表機関及び欧州議会に所属することができず、連邦政府又は州政府の閣僚となることができず、かつ、他の職業を遂行してはならない。
- (6) オンブズマンの構成員は、責任について、第 142 条の規定に従って連邦政府の閣僚と同等とみなされる。

第148h条

- (1) オンブズマン職員は、オンブズマン議長の提案に基づき、その副署をもって、連邦大統領が任命し、官職称号の付与についても同様とする。ただし、連邦大統領は、特定の種類の職員の任命をオンブズマン議長に授権することができる。補助職員は、オンブズマン議長が任命する。オンブズマン議長は、この限りにおいて最上級行政機関であり、単独で当該権限を行使する。
- (2) オンブズマンに勤務する者に対する連邦の勤務管理権は、オンブズマン議長により行使される。
- (3) 第148a条第3項の規定による任務の処理のために、オンブズマンは委員会を設置し、及び助言のための人権諮問委員会を設けなければならない。人権諮問委員会は、委員長、副委員長及びその他の委員並びに補欠委員により構成され、いずれもオンブズマンにより任命される。人権諮問委員会の委員及び補欠委員の任命の際にオンブズマンが他の機関の提案に拘束される範囲は、連邦法律により定める。人権諮問委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、その職務の遂行に際して、いかなる指示にも拘束されない。
- (4) オンブズマンは、事務規則及び、特にいかなる任務がオンブズマンの構成員により独立して遂行されるかを定める事務配分を決定する。事務規則及び事務配分に係る決定は、オンブズマンの構成員の全会一致を必要とする。

第148i条

- (1) 州憲法法律により、州は、当該州の行政の領域についてもオンブズマンが管轄する旨を定めることができ、この場合においては、第148f条の規定を準用するものとする。
- (2) 州が、州の行政の領域についてオンブズマンと同様の任務を有する機関

を創設する場合には、州憲法法律により、第 148f 条の規定に相当する規定を定めることができる。

- (3) 第 148a 条第 3 項の規定による任務について第 1 項に規定する授権を行わない州は、州憲法法律により、州の行政の領域について第 148a 条第 3 項の規定による任務と同様の任務を有する機関を創設し、当該任務の処理のために第 148c 条及び第 148d 条の規定に相当する規定を定めなければならない。

第 148j 条

本章の実施のための細則であって、オンブズマンの領域における個人情報保護の保護を含むものは、連邦法律により定めるものとする。

第 10 章

最終規定

第 149 条

- (1) この連邦憲法に加えて、次に掲げる法律等も、この連邦憲法により生じた変更を考慮した上で、第 44 条第 1 項の規定にいう憲法法律として効力を有しなければならない。

帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法 (帝国官報第 142 号) (注: 第 8 条は 1988 年連邦官報第 684 号第 8 条の規定により廃止)

住居の不可侵権の保護のための 1862 年 10 月 27 日の法律 (帝国官報第 88 号)

1918 年 10 月 30 日の暫定国民会議の議決 (国家官報第 3 号)

ハプスブルク = ロートリンゲン家の国外追放及び財産接収に関する

1919年4月3日の法律（国家官報第209号）

貴族、世俗の騎士団勲章及び女性勲章並びに一定の称号及び位階の廃止に関する1919年4月3日の法律（国家官報第211号）

1919年9月10日のサン・ジェルマン条約の第3部第5章（1920年国家官報第303号）

- (2) 1867年12月21日の国家基本法（帝国官報第142号）第20条の規定及び当該条項の規定に基づき制定された1869年5月5日の法律（帝国官報第66号）は、失効する。

第150条

- (1) この連邦憲法により導入された連邦国家的な憲法体制への移行は、この連邦憲法と同時に施行される独自の憲法法律により定める。
- (2) 連邦憲法法律の規定の新たな文言に初めて適合する法律は、当該改正を行う連邦憲法法律の公布以降に制定することができる。ただし、当該法律は、もっぱら新たな連邦憲法法律の規定の施行に伴い開始される執行のために必要な措置を定めるものでない限り、新たな連邦憲法法律の規定の施行前に施行されてはならない。

第151条

- (1) 連邦憲法法律（1991年連邦官報第565号）による改正後の第78d条及び第118条第8項の規定は、1992年1月1日に施行される。1992年1月1日時点において存在する警備団は、その存続が影響を受けず、この規定は、1992年1月1日に施行される。
- (2) 連邦憲法法律（1991年連邦官報第565号）による改正後の第10条第1項第7号、第52a条、第78a条から第78c条まで、第102条第2項の規定並びに第3章及び第102条における名称変更は、1993年5月1日に施行される。

- (3) 第102条第5項第2文並びに第6項及び第7項の規定は、1993年4月30日の経過により失効する。第102条第2項に規定する「地域の治安警察を除く」という文言は、1993年4月30日の経過により失効する。
- (4) 連邦憲法法律(1992年連邦官報第470号)による改正後の第26条、第41条第2項、第49b条第3項、第56条第2項から第4項まで、第95条第1項から第3項まで、第96条第3項の規定及び第56条における第1項という新設名称は、1993年5月1日に施行される。
- (5) 連邦憲法法律(1992年連邦官報第868号)による改正後の第54条の規定は、1993年1月1日に施行される。
- (6) 連邦憲法法律(1993年連邦官報第508号)による改正後の次の各号に掲げる規定は、次のとおりに施行される。
1. 第10条第1項第9号、第11条第1項第7号並びに第11条第6項、第7項、第8項及び第9項の規定は、1994年7月1日に施行される。
 2. 第28条第5項、第52条第2項の規定、改正前の第52条第2項及び第3項における第3項及び第4項という名称並びに第52b条の規定は、1993年10月1日に施行される。
- (注：第3号は2000年連邦官報第I部第114号により廃止)
- (注：第7項は2009年連邦官報第I部第127号により廃止)
- (7a) 連邦憲法法律(1997年連邦官報第I部第2号)による改正後の第102条第2項の規定は、1994年1月1日に施行される。連邦憲法法律(1993年連邦官報第532号)による改正後の第102条第2項は、同時に失効する。
- (8) 連邦憲法法律(1994年連邦官報第268号)による改正後の第54条の規定は、1994年4月1日に施行される。
- (9) 連邦憲法法律(1994年連邦官報第504号)による改正後の第6条第2項及び第3項、第26条第2項、第41条第2項、第49b条第3項並びに第117条第2項第1文の規定は、1995年1月1日に施行される。連

邦及び州の法規において、1996年1月1日以降、全ての文法上の形式における「通常の住所」という用語は、1995年12月31日の経過までに「住所」の用語に置き換えられない限り、それぞれ対応する文法上の形式における「主たる住所」の用語に置き換えられ、1996年1月1日以降は、連邦及び州の法規において「通常の住所」という用語はもはや使用してはならず、州法律が州議会議員又は自治体議会議員の選挙権が主たる住所又は住所により定める旨を規定していない限り、当該選挙権は通常の住所により定まる。当該施行以降に最初に実施される国勢調査の結果が提出されるまでは、選挙区（選挙母体）及び地域選挙区に対する議員定数の配分（第26条第2項）並びに連邦議会における州の代表（第34条）については、直近の国勢調査の結果により確定された通常の住所を主たる住所とみなすものとする。

- (10)連邦憲法法律（1994年連邦官報第506号）による改正後の第87条第3項及び第88a条の規定は、1994年7月1日に施行される。
- (11)連邦憲法法律（1994年連邦官報第1013号）により新たに制定又は追加された規定の施行、当該連邦憲法法律により廃止されたこの連邦憲法の規定の失効及び新たな法制度への移行については、次の各号に掲げる規定を適用する。
1. この連邦憲法の名称、第21条第6項及び第7項、第56条第2項及び第4項、第122条第3項から第5項まで、第123条第2項、第123a条第1項、第124条、第147条第2項第2文並びに第150条第2項の規定は、1995年1月1日に施行される。
 2. 第1章の見出し、第1章Aの見出し、第10条第1項第18号、第16条第4項、第1章Bの見出し、第30条第3項、第59条、第73条第2項、第117条第2項、第141条第1項及び第2項、第142条第2項c号の規定及び現在のd号からi号までの名称並びに第142条第3項から第5号までの規定は、オーストリア共和国の欧州連合

への加盟に関する条約と同時に施行される。

3. 第2号に掲げた規定の施行と同時に、連邦憲法法律(1992年連邦官報第276号)による改正後の第10条第4項から第6項まで及び第16条第6項の規定は、失効する。
4. 第122条第1項及び第127b条の規定は、1997年1月1日に施行される。当該規定は、1994年12月31日の翌日以降の収支の事案について適用する。
5. 欧州議会におけるオーストリアの代表が、一般的な選挙に基づくことなく選出されている限り、当該代表は、国民議会により連邦集会の構成員の中から派遣される。当該派遣は、国民議会において議席を有する政党の提案に基づき、その議席数に応じた比例代表の原則に従って行われる。派遣の期間中は、国民議会議員及び連邦議会議員は、欧州議会議員を兼ねることができる。その他については、第23b条第1項及び第2項の規定を準用する。欧州議会に派遣された国民議会議員が、国民議会議員の議員職を放棄した場合については、第56条第2項及び第3項の規定を適用する。
6. 第5号の規定は、1994年12月22日に施行される。

(11a) 連邦憲法法律(1994年連邦官報第1013号)による改正後の第112条の規定及び連邦憲法法律(1999年連邦官報第I部第8号)による改正後の第103条第3項並びに第151条第6項第3号の規定は、1995年1月1日に施行される。

(12) 連邦憲法法律(1996年連邦官報第392号)による改正後の第59a条、第59b条及び第95条第4項の規定は、1996年8月1日に施行される。第59a条及び第95条第4項の規定の実施に係る州法律の規定が制定されるまでの間においては、既に第59a条及び第95条第4項の規定にいう定めを制定している州を除き、当該州においては対応する連邦法律の規定を準用する。

- (13)連邦憲法法律（1996年連邦官報第437号）による改正後の第23e条第6項及び第28条第5項の規定は、1996年9月15日に施行される。
- (14)連邦憲法法律（1996年連邦官報第659号）による改正後の第49条及び第49a条第1項並びに第3項の規定は、1997年1月1日に施行される。
- (15)連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第2号）による改正後の第55条の規定は、1997年1月1日に施行される。第54条の規定は、同時に失効する。
- (16)連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第64号）による改正後の第147条第2項の規定は、1997年8月1日に施行される。
- (17)連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第87号）による改正後の第69条第2項及び第3項、第73条第1項、第73条第3項並びに第148d条の規定は、1997年9月1日に施行される。第129条、第6章Bの見出し、第131条第3項並びに第6章における新たな節の名称は、1998年1月1日に施行される。
- (18)連邦法律（1998年連邦官報第I部第30号）による改正後の第9a条第4項の規定は、1998年1月1日に施行される。
- (19)第23f条の規定は、アムステル条約と同時に施行される。連邦首相は、当該施行日を連邦官報において公布しなければならない。
- (20)第149条第1項の規定において、次の各号に掲げるものは失効する。
1. 国民裁判所の手続における個人的自由の保護のための法律（1862年10月27日帝国官報第87号）の適用に係る1945年11月30日の憲法法律の追加（1946年連邦官報第6号）は、1955年12月30日の経過により失効する。
 2. 「1919年10月21日国家官報第484号の法律第2条、第5条及び第6条の規定により生じる変更を伴うドイツオーストリアの国章及び国璽に関する法律（1919年5月8日国家官報第257号）」という文言は、1981年7月31日の経過により失効する。

- (21) 第 144 条第 3 項に規定する「又は直接の命令権及び強制権の行使により」という文言は、1990 年 12 月 31 日の経過により失効する。
- (22) 連邦憲法法律 (1999 年連邦官報第 I 部第 8 号) による改正後の第 10 条第 1 項第 14 号、第 15 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条第 5 項、第 21 条、第 37 条第 2 項、第 51b 条第 6 項、第 52b 条第 1 項、第 60 条第 2 項、第 78d 条第 2 項、第 102 条第 1 項、第 102 条第 6 項の新たな項の名称並びに第 118 条第 8 項、第 118a 条及び第 125 条第 3 項の規定は、1999 年 1 月 1 日に施行される。第 102 条第 5 項の規定は、1998 年 12 月 31 日の経過により失効する。
- (23) 連邦憲法法律 (1999 年連邦官報第 I 部第 148 号) による改正後の第 30 条第 3 項第 1 文、第 127c 条、第 129c 条第 4 項、第 147 条第 2 項第 4 文及び第 5 文並びに第 147 条第 6 項第 1 文の規定は、1999 年 8 月 1 日に施行される。
- (24) 連邦憲法法律 (2000 年連邦官報第 I 部第 68 号) による改正後の第 8 条の規定は、2000 年 8 月 1 日に施行される。
- (25) 連邦憲法法律 (2000 年連邦官報第 I 部第 114 号) による改正後の第 11 条第 8 項の規定は、2000 年 12 月 1 日に施行される。第 151 条第 6 項第 3 号の規定は、2000 年 11 月 24 日の経過により失効する。
- (26) 連邦憲法法律 (2001 年連邦官報第 I 部第 121 号) による改正後の次の各号に掲げる規定は、次のとおりに施行される。
1. 第 18 条第 3 項及び第 23e 条第 5 項の規定は、1997 年 1 月 1 日に施行される。
 2. 第 21 条第 1 項及び第 6 項の規定は、1999 年 1 月 1 日に施行される。
 3. 第 147 条第 2 項第 1 文の規定は、1999 年 8 月 1 日に施行される。
 4. 第 18 条第 4 項、第 23b 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 91 条第 2 項の規定は、2002 年 1 月 1 日に施行される。
 5. 第 23f 条第 1 項から第 3 項までの規定は、ニース条約と同時に施行

される。連邦首相は、当該施行日を連邦官報第I部において公告しなければならない。

- (27)連邦法律（2002年連邦官報第I部第99号）による改正後の第14b条、第102条第2項及び第131条第3項の規定は、2003年1月1日に施行される。1925年連邦官報第368号の移行法律の第2条、第4条第1項、第5条及び第6条第1項並びに第2項の規定は、これを準用する。第2文の規定に従って2003年1月1日に連邦法律となった州法律は、第14b条第3項の規定に基づき成立した州法律の施行により、遅くとも2003年6月30日の経過により失効し、同時に、2002年連邦調達法（2002年連邦官報第I部第99号）の対応する規定が、その範囲において施行される。
- (28)連邦法律（2003年連邦官報第I部第90号）による改正後の第23a条第1項及び第3項、第26条第1項及び第4項、第41条第2項、第46条第2項、第49b条第3項並びに第60条第3項第1文の規定は、2004年1月1日に施行される。
- (29)連邦法律（2000年連邦官報第I部第114号）及び連邦法律（2003年連邦官報第I部第100号）による改正後の第11条第8項は、2000年12月1日に施行され、連邦法律（2003年連邦官報第I部第100号）による改正後の第151条第7項は、当該連邦法律の公布の日の経過により施行される。連邦法律（2003年連邦官報第I部第100号）による改正後の第7条第1項、第8条、第8a条、第9a条、第10条第1項第10号、第13条第1項、第14条第1項、第5項a号及び第8項、第14a条、第15条第4項、第18条第4項及び第5項、第23条第1項及び第5項、第23e条第6項、第26条、第30条第2項、第34条第2項、第35条第1項、第42条第4項、第47条第1項、第48条、第49条、第49a条、第51条、第51a条、第51b条、第51c条、第52b条、第57条、第71条、第73条、第81a条第1項、第4項及び第5項、第87a条、第88a条、

第 89 条、第 97 条第 1 項及び第 4 項、第 102 条第 2 項、第 112 条、第 115 条、第 116 条、第 116a 条、第 117 条、第 118 条、第 118a 条、第 119 条、第 119a 条、第 126a 条、第 126b 条第 2 項、第 127 条第 3 項、第 127a 条、第 127c 条、第 134 条第 3 項、第 135 条、第 136 条、第 137 条、第 139 条、第 139a 条、第 140 条、第 140a 条、第 144 条、第 146 条第 1 項、第 147 条第 3 項、第 148 条、第 148a 条、第 148b 条、第 148e 条から第 148j 条まで並びに第 149 条の規定、並びに見出し及びその他の規定は、2004 年 1 月 1 日に施行される。

(30)連邦法律(2004 年連邦官報第 I 部第 118 号)による改正後の第 11 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 9 項の規定は、2005 年 1 月 1 日に施行されるが、当該連邦法律が連邦官報において公布された日の経過より前には施行されない。連邦の立法に別段の定めがない限り、第 11 条第 1 項第 8 号に規定する事項に係る現行の州法の規定は、当該時点をもって失効する。

(31)連邦法律(2004 年連邦官報第 I 部第 153 号)による改正後の第 10 条第 1 項第 9 号及び第 151 条第 7 項の規定は、2005 年 1 月 1 日に施行される。

(32)第 14 条第 5a 項、第 6 項、第 6a 項、第 7a 項及び第 10 項並びに第 14a 条第 7 項及び第 8 項の規定は、連邦憲法法律(2005 年連邦官報第 I 部第 31 号)が連邦官報において公布された日の経過により施行される。

(33)連邦憲法法律(2005 年連邦官報第 I 部第 81 号)による改正後の次の各号に掲げる規定は、次のとおりに施行される。

1. 第 151 条第 31 項は、2004 年 12 月 30 日の経過により施行される。
2. 第 8 条第 3 項は、当該連邦憲法法律が連邦官報において公布された月の末日の経過により施行される。

(33a)連邦法律(2005 年連邦官報第 I 部第 100 号)による改正後の第 129a 条、第 129b 条並びに第 129c 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定は、2006 年 1 月 1 日に施行される。

(34)連邦法律（2005年連邦官報第I部第106号）による改正後の第9a条第3項及び第4項、第10条第1項第15号並びに第102条第2項の規定は、2006年1月1日に施行される。

(35)連邦法律（2005年連邦官報第I部第121号）による改正後の第88a条の規定は、2005年11月1日に施行される。

(36)連邦憲法法律（2007年連邦官報第I部第27号）により改正又は追加された規定の施行及び当該連邦憲法法律により削除された規定の失効並びに新たな法体制への移行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 第23a条第1項、第3項及び第4項、第26条第1項、第4項、第6項及び第8項、第30条第3項、第41条第3項、第46条、第49b条第1項第1文及び第3項第2文、第60条第1項及び第3項第1文、第95条第1項、第2項、第4項及び第5項、第117条第2項及び第6項並びに第151条第33a項の規定は、2007年7月1日に施行され、第23a条第5項及び第6項の規定は、同時に失効する。州法の規定は、2007年12月31日の経過までに新たな法体制に適合させるものとする。

2. 第26a条の規定は、2007年7月1日に施行される。当該規定に従った連邦選挙管理当局の改組は、2007年8月31日の経過までに行われなければならない。当該事項に関する細則は、国民議会選挙規則により定める。

3. 第27条第1項の規定は、第24立法期の開始とともに施行される。

(37)連邦憲法法律（2008年連邦官報第I部第1号）第1条の規定により追加又は改正された規定の施行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 第13条第2項及び第3項、第4号の規定による改正後の第51条、第51a条、第7号から第9a号までの規定による改正後の第51b条、第123a条第1項並びに第148d条の規定は、2009年1月1日に施

行され、2009年度から2012年度までの連邦財政枠組法律及び2009年度の連邦財政法律は、既に当該規定に基づき作成及び議決するものとし、2009年度から2012年度までの連邦財政枠組法律案は、遅くとも2009年度の連邦財政法律案と同時に、国民議会に対して提出するものとする。

2. 第5号の規定による改正後の第51条、第10号の規定による改正後の第51b条、第51c条及び第51d条の規定は、2013年1月1日に施行される。第4号の規定による改正後の第51条及び第7号から第9a号までの規定による改正後の第51b条の規定は、2012年12月31日の経過により失効する。この法体制は、既に2013年度から2016年度までの連邦財政枠組法律及び2013年度の連邦財政法律の作成及び国民議会による議決についても適用する。

連邦法律(2003年連邦官報第I部第100号)による改正後の第51a条の規定は、2012年12月31日の経過まで引き続き適用するものとする。

- (38)連邦憲法法律(2008年連邦官報第I部第2号)による改正後の第2条第3項、第3条第2項から第4項まで、第9条第2項、第10条第3項第2文及び第3文、第20条第1項及び第2項、第23f条第1項最終文及び第3項、第50条、第52条第1a項、第3章A第6節、第67a条、第88条第1項、第90a条、第112条の規定、第115条の規定の前の見出し、第5章(新)B、第121条及び第129条の規定の前の見出し、第134条第6項の規定、第148a条の規定の前の見出し、第148a条第3項から第5項まで、第148c条最終文及び第149条の規定の前の見出しは、2008年1月1日に施行される。第20条第2項最終文及び第120b条第2項の規定への適合のために必要な連邦法律及び州法律は、遅くとも2009年12月31日の経過までに制定するものとする。
- (39)連邦憲法法律(2008年連邦官報第I部第2号)による改正後の第10条第1項第1号、第3号、第6号及び第14号、第78d条第2項、第102

条第2項、第129条、第7章（新）B、第132a条、第135条第2項及び第3項、第138条第1項、第140条第1項第1文並びに第144a条の規定は、2008年7月1日に施行される。新たな法体制への移行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 2008年7月1日をもって、従来の独立連邦難民庇護審判院は、難民庇護裁判所となる。
2. 難民庇護裁判所長官、副長官及びその他の裁判官が任命されるまでの間においては、独立連邦難民庇護審判院の従来の長官、従来の副長官及び従来の審判員が、その職務を遂行する。難民庇護裁判所の長官、副長官及びその他の裁判官の任命のために必要な措置並びに裁判官ではない職員の採用は、連邦憲法法律（2008年連邦官報第I部第2号）の公布の日の経過により、既にこれを行うことができる。
3. 難民庇護裁判所の裁判官としての任命に応募し、当該任命のために必要な人格的及び専門的適格性を示した独立連邦難民庇護審判院の審判員は、任命を受ける権利を有し、第129d条第3項に規定する要件は、当該候補者については満たされるとみなされる。当該候補者の任命については、連邦政府が決定する。
4. 2008年7月1日時点において独立連邦難民庇護審判院に係属中の手続は、難民庇護裁判所により継続されるものとする。最高行政裁判所又は憲法裁判所に係属中の独立連邦難民庇護審判院の処分に対する訴えの手続は、難民庇護裁判所を相手方たる官庁とみなすという条件を付して、難民当該裁判所により継続されるものとする。
5. 2007年11月28日以降、独立連邦難民庇護審判院に係属中の手続において、決定義務違反を理由とする不服申立ては認められない。独立連邦難民庇護審判院による決定違反を理由として既に最高行政裁判所に係属中の手続は、2008年6月30日の経過により中断され

たものとみなされ、決定義務違反を理由とする不服申立てに係る手続は、難民庇護裁判所により継続されるものとする。

- (40)連邦憲法法律(2008年連邦官報第I部第2号)による改正後の第27条第2項、第92条第2項、第122条第5項、第134条第4項及び第5項並びに第147条第4項第1文及び第5項の規定は、第24立法期の開始とともに施行される。第24立法期の開始時点において既に第92条第2項、第122条第5項、第134条第4項及び第5項並びに第147条第4項第1文及び第5項に定める職務を遂行している者については、当該時点まで有効であった規定を引き続き適用する。
- (41)連邦憲法法律(2009年連邦官報第I部第31号)による改正後の第28条第4項の規定は、2009年4月1日に施行される。
- (42)連邦法律(2010年連邦官報第I部第50号)による改正後の第20条第2項の規定は、2010年10月1日に施行される。
- (43)連邦憲法法律(2010年連邦官報第I部第57号)による改正後の第23c条、第23d条第2項、第3項第1文及び第2文並びに第5項第1文、第23e条から第23k条まで並びに第73条第2項の規定は、2010年8月1日に施行される。
- (44)連邦法律(2010年連邦官報第I部第98号)による改正後の第127a条第1項、第3項、第4項及び第7項から第9項まで、第127c条及び第146条第1項の規定は、2011年1月1日に施行される。
- (45)連邦法律(2011年連邦官報第I部第43号)による改正後の第6条第4項、第26条第5項及び第60条第3項の規定は、2011年10月1日に施行される。従来の第60条第3項第2文の規定の失効は、ハプスブルク＝ロートリンゲン家の国外追放及び財産接収に関する法律(1919年国家官報第209号)に影響を及ぼさない。
- (46)連邦法律(2011年連邦官報第I部第58号)による改正後の第10条第1項第11号及び第102条第2項の規定は、2012年1月1日に施行される。

新たな法体制への移行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 介護補助費制度に係る事項を定める州法律の規定は、この連邦憲法にいう連邦法律となる。
2. 第1号に掲げる法律に基づいて制定された命令は、連邦の命令となり、この連邦憲法の組織に係る規定に反する限りにおいて、内容に応じて改正されたものとみなされる。
3. 第1号及び第2号に掲げる法律及び命令が2012年1月1日時点において係属中の手続に引き続き適用される範囲は、連邦法律により定められ、当該手続の執行は州の権限に属する。第11条の規定に係る事項について適用されるこの連邦憲法の規定は、その範囲においてこれを準用する。
4. 新たな法体制への移行に関する詳細は、連邦法律により定めることができる。
5. 所管の連邦大臣は、介護補助費制度に係る事項の執行について、国民議会及び連邦議会に対して遅くとも2014年12月31日までに報告を行う。

(47)連邦憲法法律(2011年連邦官報第I部第60号)による改正後の第15条第10項第2文、第116a条第1項第1文、第116a条第1項第1号及び第2号、第116a条第2項、第3項及び第6項並びに第116b条の規定は、2011年10月1日に施行される。

(48)連邦法律(2012年連邦官報第I部第1号)による改正後の第22条、第148a条、第148b条第1項第1文及び第3項、第148c条最終文、第148d条、第148g条第2項から第5項まで、第148h条第3項及び第4項並びに第148i条第3項の規定は、2012年7月1日に施行される。オンブズマンは、委員会及び人権諮問委員会の職務の開始のために必要な組織及び人事に係る措置を、連邦法律(2012年連邦官報第I部第1号)の公布の日の経過により既に講ずることができる。2012年7月1日時

点において一の州において第 148i 条第 1 項の規定に従って州の行政の領域についてもオンブズマンが管轄する旨を定めた州憲法法律が効力を有している場合には、当該州は、連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 1 号) による改正後の第 148a 条第 3 項に規定する任務についても、当該授権を行ったものとみなされる。第 148i 条第 3 項の規定に従った州憲法法律は、遅くとも 2012 年 12 月 31 日の経過までに制定されなければならない。

(49) 連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 12 号) による改正後の第 10 条第 1 項第 1a 号及び第 17 号、第 26 条第 3 項第 1 文、第 26a 条第 1 文並びに第 141 条第 3 項第 1 文の規定は、2012 年 4 月 1 日に施行される。第 10 条第 1 項第 18 号の規定は、同時に失効する。

(50) 連邦憲法法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 49 号) による改正後の第 15 条第 3 項及び第 4 項、第 78a 条第 1 項、第 78b 条、第 78c 条、第 78d 条第 2 項並びに第 102 条第 1 項の規定は、2012 年 9 月 1 日に施行される。連邦警察局の設置及びその地理的活動領域の策定に関する連邦政府の命令 (連邦警察局命令) (1999 年連邦官報第 II 部第 56 号) は、同時に失効する。

(51) 連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 51 号) により改正又は新設された規定の施行、同法律により廃止された規定の失効及び新たな法制度への移行については、次の各号に掲げる規定を適用する。

1. 行政裁判所の職務の開始のために必要な組織及び人事に係る措置を、連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 51 号) の公布の日の経過により既に講ずることができる。2014 年 1 月 1 日より前に行われる行政裁判所裁判官の任命については、行政裁判所の裁判官会議による、又はその構成員から選出される委員会による 3 名の候補者の提案は徴取されないという条件を付して、連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 51 号) による改正後の第 134 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及

び第6項の規定を適用する。

2. 次に掲げる者は、それぞれの連邦の行政裁判所の裁判官への任命を受ける権利を有する。
 - a) 2012年7月1日時点における連邦公共調達庁の長官、副長官又は部長であって、連邦の行政裁判所裁判官としての任命に応募し、当該任命のために必要な人格的及び専門的適格性を示した者
 - b) 2012年7月1日時点における独立財政審判院の審判員であって、財政に関する連邦の行政裁判所裁判官としての任命に応募し、当該任命のために必要な人格的及び専門的適格性を示した者
3. 連邦の行政裁判所の長官及び副長官は、連邦法律（2012年連邦官報第I部第51号）の公布の日の経過から6週間以内に、連邦政府により任命されるものとする。
4. それぞれの連邦の行政裁判所のその他の裁判官への任命を求める申請は、2012年12月31日の経過までに提出することができる。当該候補者については、第134条第3項最終文に規定する要件を満たしているものとみなす。当該候補者の任命については、2013年2月28日の経過までに連邦政府が決定する。当該申請が却下された者は、却下処分に対して、第130条第1項a号の規定に従って最高行政裁判所に不服申立てをする権利又は第144条の規定に従って憲法裁判所に異議申立てをする権利を有する。
5. 州の行政裁判所裁判官への任命を受ける権利及び任命手続については、同様の原則により、州法律により定めなければならない。
6. 連邦法律（2012年連邦官報第I部第51号）による改正後の第10条第1項第3号、第10条第1項第8号、第11条第2項、第14a条第5項第1文、第14b条第5項第2文、第15条第6項の後ろから2番目の文、第18条第5項、第22条、第23f条第2項、第42a条、

第 43 条、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項及び第 3 項、第 97 条第 2 項及び第 4 項、第 101a 条、第 102 条第 2 項、第 117 条第 8 項、第 118 条第 3 項第 9 号、第 127c 条第 3 号、第 140a 条、第 147 条第 3 項、第 148a 条第 3 項第 3 号、第 148b 条第 1 項第 1 文、当該連邦法律第 1 条第 61 号の規定による改正後の第 131 条第 3 項並びに当該連邦法律第 1 条第 62 号の規定による改正後の第 134 条第 3 項の規定は、公布の月の末日の経過により施行され、第 15 条第 5 項、第 98 条及び第 127c 条第 4 号の規定は、同時に失効する。連邦法律 (2012 年連邦官報第 I 部第 51 号) による改正後の第 10 条第 1 項第 1 号、第 11 条第 9 項 (新たな第 7 項)、第 12 条第 4 項 (新たな第 2 項)、第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項最終文、第 81b 条第 3 項第 1 文、第 3 章 B の見出し、第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項、第 86 条第 1 項、第 87 条第 3 項、第 88 条第 2 項及び第 3 項、第 88a 条、第 89 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 90 条第 1 項、第 90a 条、第 94 条、第 109 条、第 112 条、第 115 条第 2 項、第 118 条第 4 項、第 119a 条第 9 項、第 129 条から第 136 条までの規定及びそれらに係る編の見出し (新たな第 7 章 A)、第 7 章 D (新たな B) の見出し、第 138 条第 1 項第 2 号、第 139 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項第 1 文、第 139a 条、第 140 条第 1 項、第 3 項最終文及び第 4 項第 1 文、第 141 条第 1 項、第 144 条、第 147 条第 8 項、第 148i 条第 1 項及び第 2 項並びに附則は、2014 年 1 月 1 日に施行され、第 11 条第 7 項及び第 8 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 14b 条第 6 項、第 15 条第 7 項、第 81a 条第 4 項最終文、第 81c 条第 3 項、第 103 条第 4 項、第 111 条、第 119a 条第 5 項、第 141 条第 3 項、第 144a 条及び第 148e 条は、同時に失効する。

7. 2014 年 1 月 1 日をもって、難民庇護裁判所は連邦の行政裁判所となり、難民庇護裁判所裁判官は連邦の行政裁判所裁判官となる。

8. 2014年1月1日をもって、州独立行政審判院、連邦公共調達庁及び独立財政審判院（以下「独立行政官庁」という）は廃止され、さらに、附則に掲げる行政官庁（以下「その他の独立行政官庁」という）も廃止される。2013年12月31日が経過した時点において当該官庁に係属中の手続及び監督官庁に係属中の不服申立てに係る手続（第119a条第5項）の継続に係る権限は、行政裁判所に移管され、その他の官庁に係属中の手続であって、当該官庁が実質的に関連する上位官庁又は審級手続における上級の官庁である場合についても、自治体の機関を除き、同様とする。
 9. 2013年12月31日が経過した時点において最高行政裁判所又は憲法裁判所に係属中の手続においては、行政裁判所が、独立行政官庁、その他の独立行政官庁及び、不服申立て又は異議申立ての手続である限りにおいて、第一審かつ終審において決定した又は決定義務があった行政官庁並びに自治体の機関を除くその他の全ての行政官庁に代わって、これに当たる。独立行政官庁の処分又は不作為に係る最高行政裁判所の手続又は独立行政官庁の決定に係る憲法裁判所の手続が完了した後、当該手続は、必要に応じて、行政裁判所により再開されるものとする。
 10. 2013年12月31日が経過した時点において最高行政裁判所に係属中の不服申立て手続については、連邦法律（2012年連邦官報第I部第51号）第1条第61号の規定による改正後の第131条第3項の規定を引き続き適用する。
 11. 管轄の移管に関する細則は、連邦法律により定める。
- (52)連邦法律（2012年連邦官報第I部第65号）による改正後の第50a条から第50d条までの規定は、欧州安定メカニズム設立条約と同時に施行される。
- (53)連邦法律（2013年連邦官報第I部第59号）による改正後の第10条第1

項第 11 号及び第 15 号並びに第 102 条第 2 項の規定は、当該連邦法律の公布の月の末日の経過により施行される。

(54)連邦憲法法律 (2013 年連邦官報第 I 部第 114 号) による改正後の次の各号に掲げる規定は、次のとおりに施行され、又は失効する。

1. 第 51 条第 4 号及び第 6 号は、2012 年 6 月 6 日をもって
2. 第 49 条第 2 項第 1 号は、2012 年 7 月 1 日をもって
3. 第 7 条第 4 項、第 12 条第 1 項第 1 号、第 14a 条第 1 項、第 16 条第 5 項、第 52 条第 4 項、第 59b 条第 1 項第 2 号、第 81a 条第 1 項、第 127 条第 8 項、第 147 条第 6 項及び第 148f 条の規定並びに第 111 条第 2 号の規定における脚注記号「*」及び当該規定に係る脚注は、当該連邦憲法法律の公布の月の末日の経過により
4. 第 94 条第 2 項は 2014 年 1 月 1 日をもって
5. 第 89 条第 2 項から第 4 項まで、第 139 条第 1 項、第 1a 項、第 1b 項、第 3 項最終文、第 4 項及び第 7 項並びに第 140 条第 1 項、第 1a 項、第 1b 項、第 3 項最終文、第 4 項及び第 8 項は 2015 年 1 月 1 日をもって

(55)連邦憲法法律 (2013 年連邦官報第 I 部第 115 号) による改正後の第 6 条第 4 項、第 10 条第 1 項第 1 号、第 130 条第 5 項及び第 141 条第 1 項 g 号の規定は、2014 年 1 月 1 日に施行される。

(56)2013 年学校官庁行政改革法 (2013 年連邦官報第 I 部第 164 号) による改正後の次の各号に掲げる規定は、次のとおりに施行される。

1. 第 14 条第 5 項 a 号及び b 号並びに第 81b 条第 1 項柱書は、連邦官報における公布の日の経過により
2. 第 81a 条第 1 項は、2013 年 9 月 1 日をもって
3. 第 14 条第 3 項 a 号及び第 4 項 a 号、第 81a 条第 2 項及び第 3 項、第 81b 条第 1 項 (第 1 号の規定の対象でないものに限る)、第 132 条第 1 項及び第 4 項並びに第 133 条第 6 項は、2014 年 8 月 1 日をもつ

て。

- (57)連邦法律（2014年連邦官報第I部第101号）による改正後の第53条、第57条、第130条第1a項、第136条第3a項及び第138b条の規定は、2015年1月1日に施行される。
- (58)連邦法律（2014年連邦官報第I部第102号）による改正後の第30a条の規定は、2015年1月1日に施行される。
- (59)連邦法律（2016年連邦官報第I部第41号）による改正後の第142条第2項i号の規定は、2014年1月1日に施行される。連邦法律（2016年連邦官報第I部第41号）による改正後の第61条第1項、第68条第4項、第70条第2項、第78条第2項、第101条第2項、第122条第5項、第141条第1項、第142条第2項b号及び第148g条第6項の規定は、2017年1月1日に施行される。連邦法律（2016年連邦官報第I部第41号）による改正後の第95条第2項の規定は、2018年1月1日に施行される。
- (59a) 連邦法律（2016年連邦官報第I部第62号）による改正後の第10条第1項第11号及び第102条第2項の規定は、2016年8月1日に施行される。
- (60)2016年連邦官報第I部第106号による改正後の第23a条第4項、第26条第7項、第26a条及び第41条第2項の規定は、2018年1月1日に施行され、第26条第7項の規定は、同時に失効する。連邦法律（2021年連邦官報第I部第107号）による改正後の第60条第1項の規定は、2018年1月1日に施行される。
- (61)連邦法律（2017年連邦官報第I部第138号）による改正後の第10条第1項第12a号、第14条第1項、第3項及び第4項a号、第14a条第1項、第21条第1項、第81c条の規定の前の見出し、第102条第2項、第112条、第5章、第115条の規定の前の見出し、第121条の規定の前の見出し及び第129条の規定の前の見出し、第130条第1項第3号、第131条第4項第2号b及びc並びに第4項最終文、第132条第1項第2号、

第4項及び第5項、第133条第6項、第142条第2項h号及び第4項最終文並びに第148a条の規定の前の見出し並びに第149条の規定の前の見出しは、2019年1月1日に施行される。第3章A第5節、第130条第1項第4号、第132条第4項及び第133条第6項第4号の規定は、同時に失効する。連邦の立法に別段の定めがない限り、第14a条第3項a号に係る事項についての現行の基本原則法律及び連邦法律における基本原則規定並びに当該事項に係る現行の州の法規は、当該時点をもって失効する。新たな法体制への移行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 2018年1月1日以降、2017年連邦官報第I部第138号による改正後の第113条第6項の定める手続に従って、教育局長を任命することができる。州知事は、2018年1月1日から同年6月30日までの間、州教育委員会の教育長の申請に基づき、当該教育長に教育局長の職務を委任することができる。教育局長の職務の委任に係る申請は、2018年1月31日が経過するまでに提出することができる。州知事により州教育委員会の教育長に委任された場合には、教育局長としての職務は、当該州の新たに選挙された州議会が会議を開く日をもって終了する。州教育委員会の教育長が、新たに選挙された州議会が会議を開いた後に初めて、州知事により教育局長の職務を委任された場合には、教育局長の職務は、必ず2018年6月30日をもって終了する。2017年連邦官報第I部第138号による改正後の第113条第6項の規定に従って教育局長として再任されることを妨げられない。教育局長は、その任命又は委任の期間中であって、遅くとも2018年12月31日までの間は、州教育委員会の教育長としての職務を遂行する。
2. 2018年1月1日以降、2017年連邦官報第I部第138号による改正後の第113条第8項の定める手続に従って、教育局長官を設けるこ

とができる。

3. 2018年12月31日の経過により、州教育委員会及びその枠組みの下で設置された合議体は、廃止される。2018年12月31日の経過により、当該時点において州教育委員会の職務に従事していた連邦職員及び州職員は、教育局に配置されたものとみなされる。2018年12月31日が経過した時点において州教育官庁に係属中の手続の継続に係る権限は、教育局に移管される。2018年12月31日が経過した時点において州政府に係属中の手続の2017年連邦官報第I部第138号による改正後の第113条第2項に掲げる事項に係る州政府に係属中の手続についても、同様とする。管轄の移管に関する細則は、連邦法律により定めることができる。
4. 教育局の職務の開始のために必要な組織及び人事に係る措置を、連邦法律（2017年連邦官報第I部第138号）の公布の日の経過により既に講ずることができる。

(62)連邦法律（2018年連邦官報第I部第22号）による改正後の第130条第2a項及び第133条第2a項は、2018年5月25日に施行される。

(63)連邦法律（2019年連邦官報第I部第14号）の施行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 第15条第7項、第10項及び第11項、第83条第1項、第97条第2項、第98条、第106条、第116条第3項、第117条第7項、第130条第2項、第131条第6項及び第136条第3b項の規定は、当該連邦法律の公布の月の末日の経過により施行される。第101a条の規定は、同時に失効する。
2. 当該時点までに州政府次官又は市庁次官に任命されていた者は、当該連邦法律による改正後の第106条第1文及び第117条第7項第2文に規定する要件を満たしているものとみなす。
3. 当該連邦法律による改正後の第83条第1項の規定に従った命令が

制定されるまでの間においては、これに相当する法律の規定は影響を受けない。

4. 第10条第1項第6号、第11号及び第17号、第11条第1項第8号及び第9号、第7号及び第8号の規定による改正後の第12条第1項、第97条第4項、第18号の規定による改正後の第102条第2項及び第118条第3項第10号の規定は、2020年1月1日に施行され、労働法、労働者及び被用者の保護並びに職業代表の領域における連邦の権限に関する1948年6月2日の連邦憲法法律(1948年連邦官報第139号)並びに1974年連邦憲法改正法第V条(1974年連邦官報第444号)は、同時に失効する。第8次障がい者雇用法改正法(1988年連邦官報第721号)第I条第2項、1991年職場確保法(1991年連邦官報第683号)第1条第3項並びに不当な賃金設定及び社会的な不当廉売の防止に関する法律(2016年連邦官報第I部第44号)第1条第3項の規定は、影響を受けない。2019年12月31日が経過した時点において効力を有していた法規であって、連邦法律(2019年連邦官報第I部第14号)により立法及び執行の管轄が新たに定められる事項に係るものについては、第5号の規定にかかわらず、次のとおりとし、従来の第12条に係る事項について制定された基本原則法律は失効し、当該事項について制定された州法律は、当該連邦憲法法律の規定に基づき当該事項が連邦の立法事項に属するか州の立法事項に属するかに応じて、当該州法律が制定された州において連邦法律となるか、又は州法律として引き続き適用される。当該法律に基づいて制定された命令についても、これを準用する。当該法律及び命令は、この連邦憲法の官庁の管轄に係る規定に反する限りにおいて、内容に応じて改正されたものとみなされ、この解釈規則に基づいて疑義が生じ得る場合には、管轄を定めるこの連邦憲法の規定により連邦政府又は州政府のいずれかが、法律が制定され

るまでの間において、命令により暫定的にこれを定めなければならない。連邦法律（2019年連邦官報第I部第14号）の施行前になされた処分は、この連邦憲法の規定に基づく所管の連邦官庁又は州官庁によりなされたものとみなす。

5. 第7a号の規定による改正後の第12条第1項は、第15a条第1項の規定に従った、2013年子ども及び青少年支援に関する連邦法律（連邦官報第I部2013年第69号）を対象とする連邦と州との間の協定が発効する時点において、施行される¹。当該時点において効力を有している母性福祉、乳児福祉及び青少年福祉に係る事項を定める法規については、第4号の規定を準用する。
6. 第10条第1項第13号及び第17号の規定による改正後の第102条第2項は、2020年1月1日に施行される。非自動処理によるデータの移動における個人情報の保護に係る一般事項についての州法律の規定は、同時に失効する。

(64)連邦法律（2019年連邦官報第I部第57号）による改正後の第30b条の規定は、公布の日の翌日に施行される。新たな法体制への移行については、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 議会事務局、会計検査院及びオンブズマンの領域における懲戒委員会に対して2020年9月30日までに提起された懲戒手続は、2019年連邦官報第I部第32号による改正後の公務員勤務法の規定により継続されるものとする。
2. 2020年10月1日以降、議会事務局、会計検査院及びオンブズマン職員に対する懲戒手続の実施に係る管轄は、当該連邦法律（2019年連邦官報第I部第57号）による改正後の第30b条の規定に従った懲戒委員会に移管される。

(65)連邦法律（2020年連邦官報第I部第16号第19条第1号）による改正

1 当該協定は、2020年1月1日に発効する（2019年連邦官報第I部第106号を参照）。

後の第 69 条第 3 項の規定は、当該連邦法律の公布の日の経過により施行され、2023 年 6 月 30 日の経過により失効する。当該連邦法律による改正後の第 69 条第 3 項の規定は、2023 年 7 月 1 日に施行される。

- (66)連邦法律 (2020 年連邦官報第 I 部第 24 号第 5 条) 第 1 号による改正後の第 117 条第 3 項の規定は、当該連邦法律の公布の日の経過により施行され、2023 年 6 月 30 日の経過により失効する。当該連邦法律による改正後の第 117 条第 3 項の規定は、2023 年 7 月 1 日に施行される。
- (67)連邦法律 (2022 年連邦官報第 I 部第 141 号) 第 1 条による改正後の第 20 条第 5 項、第 122 条第 4 項及び第 123 条第 2 項の規定は、2023 年 1 月 1 日に施行される。2022 年連邦官報第 I 部第 141 号第 1 条による改正後の第 20 条第 5 項の規定は、当該時点以降に委託される調査研究、専門的意見及び世論調査についてのみ適用される。
- (68)連邦法律 (2024 年連邦官報第 I 部第 5 号) による改正後の第 15 条第 7 項並びに第 131 条第 4 項及び第 6 項の規定は、その公布の日の経過により施行される。連邦法律 (2024 年連邦官報第 I 部第 5 号) による改正後の第 22a 条、第 30 条第 7 項、第 52 条第 3a 項、第 67a 条第 3 項、第 121 条第 5 項、第 148b 条第 1 項第 2 文及び第 2 項並びに第 148e 条の規定は、2025 年 9 月 1 日に施行され、第 20 条第 3 項から第 5 項までの規定、情報提供義務基本原則法 (1987 年連邦官報第 286 号)、情報提供義務法 (1987 年連邦官報第 287 号) 及び第 20 条第 4 項の規定に従って情報提供義務に係る事項を定める州法律上の規定は、同時に失効する。連邦法律 (2024 年連邦官報第 I 部第 5 号) による改正後の第 22a 条第 1 項の規定は、2025 年 9 月 1 日以降に生じる一般的利益に係る情報についてのみ適用され、それ以前に生じた一般的利益に係る情報については、当該規定の定めるところにより公開することができる。2025 年 9 月 1 日時点において連邦及び州の情報提供義務法に従って係属中の手続については、当該時点まで有効な第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定、第 20 条第

4項の規定に基づいて制定された法律並びにこれらの法律に基づいて制定された命令を引き続き適用するものとする。

- (69)連邦憲法（2024年連邦官報第I部第47号）による改正後の第11条第1項第3号の規定は、当該連邦憲法法律の公布の日の経過により施行される。
- (70)連邦憲法（2024年連邦官報第I部第68号）による改正後の第30a条、第30b条第1項、第128条及び第148j条の規定は、2024年7月15日に施行される。
- (71)連邦法律（2024年連邦官報第I部第88号）による改正後の第134条第9項及び第10項並びに第147条第5項、第9項及び第10項の規定は、当該連邦法律の公布の日の経過により施行される。
- (72)連邦憲法（2024年連邦官報第I部第89号）による改正後の第15条第5項の規定は、当該連邦憲法の公布の日の経過により施行される。

第152条

この連邦憲法の執行は、連邦政府に委任される。

附則

廃止された独立行政官庁

A. 連邦

1. 公証人法（1871年帝国官報第75号）第168条第1項の規定に従った秩序罰に係る不服審判院
2. 国民社会主義ドイツ労働者党の禁止に関する1945年5月8日の憲法法律（1945年禁止法）（1945年国家官報第13号）第7条第1項の規定に従っ

た委員会

3. 1950年農業官庁法(1951年連邦官報第1号)第5条第1項の規定に従った州農業審判院
4. 1950年農業官庁法(1951年連邦官報第1号)第6条第1項の規定に従った最高農業審判院
5. 一般社会保険に係る事項に関する1955年9月9日の連邦法律(一般社会保険法)(連邦官報第189号)第345条第1項の規定に従った州不服審査委員会
6. 一般社会保険に係る事項に関する1955年9月9日の連邦法律(一般社会保険法)(連邦官報第189号)第346条第1項の規定に従った連邦仲裁委員会
7. 一般社会保険に係る事項に関する1955年9月9日の連邦法律(一般社会保険法)(連邦官報第189号)第351h条第1項の規定に従った独立医薬品委員会
8. 鉄道、鉄道上の軌道車両及び鉄道上の交通に関する連邦法律(1957年鉄道法)(連邦官報第60号)第81条第1項の規定に従った軌条監督委員会
9. オーストリアの占領に関連して生じた損害に対する補償の付与に関する1958年6月25日の連邦法律(占領損害法)(連邦官報第126号)第20条第1項の規定に従った連邦補償委員会
10. 私的経済における勤務関係に基づく一定の請求権の補償に関する1963年12月12日の連邦法律(第7次返還法)(連邦官報第319号)第7条第1項の規定に従った第7次返還法による請求権の補償のための委員会
11. オーストリア共和国とブルガリア人民共和国との間の未解決の財政問題の調整のための条約に基づき受領した資金の使用に関する1964年3月18日の連邦法律(ブルガリア配分法)(連邦官報第129号)第17条の規定に従った連邦配分委員会

12. 連邦の官署における人事代表に関する1967年3月10日の連邦法律（連邦人事代表法）（連邦官報第133号）第39条第1項の規定に従った連邦首相府附置の人事代表監督委員会
13. 弁理士業務を定める1967年6月7日の連邦法律（弁理士法）（連邦官報第214号）第49条の規定に従った懲戒審判院
14. 自由刑及び自由剥奪を伴う予防措置の執行に関する1969年3月26日の連邦法律（刑事執行法）（連邦官報第144号）第11a条の規定に従った執行審査会
15. 障がい者雇用法（1970年連邦官報第22号）第13a条の規定に従った不服審査委員会
16. 1970年特許法（連邦官報第259号）第74条第1項の規定に従った最高特許及び商標審判院
17. 公務員の勤務法に関する1979年6月27日の連邦法律（1979年公務員勤務法）（連邦官報第333号）第41a条の規定に従った不服審査委員会
18. 公務員の勤務法に関する1979年6月27日の連邦法律（1979年公務員勤務法）（連邦官報第333号）第99条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
19. 文民役務に関する連邦法律（1986年文民役務法）（連邦官報第679号）第43条第1項の規定に従った文民役務不服審査会
20. 証券取引所及び一般商品取引所並びに1949年証券取引所仲介人法及び1903年証券取引所法改正法の変更に關する1989年11月8日の連邦法律（1989年証券取引所法）（連邦官報第555号）第64条第2項の規定に従った不服審判院
21. 弁護士及び弁護士実務修習者の懲戒法に関する1990年6月28日の連邦法律（弁護士及び弁護士実務修習者の懲戒法）並びに弁護士法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正に関する連邦法律（連邦官報第474号）第59条第1項の規定に従った最上級不服審査及び懲戒委員会

22. 建築士及び技術顧問会議所に関する連邦法律 (1993 年民間技術者会議所法) (1994 年連邦官報第 157 号) 第 58 条第 1 項の規定に従った懲戒に係る事項についての不服審査委員会
23. 医師の職務の遂行及び医師の職能代表に関する連邦法律 (1998 年医師法) を制定し、職業育成の留保に関する法律を改正する連邦法律 (連邦官報第 I 部第 169 号) 第 180 条第 1 項の規定に従った連邦保健省附置のオーストリア医師会の懲戒審判院
24. 経済専門職の職務に関する連邦法律 (経済専門職法) (1999 年連邦官報第 I 部第 58 号) 第 121 条の規定に従った経済専門職会議所の上級懲戒審査会
25. 個人情報の保護に関する連邦法律 (2000 年情報保護法) (1999 年連邦官報第 I 部第 165 号) 第 35 条第 1 項の規定に従った情報保護委員会
26. 環境審判院に関する連邦法律 (2000 年環境審判院法) (連邦官報第 I 部第 114 号) 第 1 条第 1 項の規定に従った独立環境審判院
27. オーストリア通信局 (「コム・オーストリア」) 及び連邦通信審判院の設置に関する連邦法律 (コム・オーストリア法) (2001 年連邦官報第 I 部第 32 号) 第 1 条第 2 項の規定に従った連邦通信審判院
28. オーストリア薬剤師会議所に関する連邦法律 (2001 年薬剤師会議所法) (連邦官報第 I 部第 111 号) 第 58 条第 1 項の規定に従った懲戒不服審判院
29. 2002 年軍隊懲戒法 (連邦官報第 I 部第 167 号) 第 15 条第 1 項第 2 号の規定に従った上級懲戒委員会
30. 2002 年軍隊懲戒法 (連邦官報第 I 部第 167 号) 第 82 条第 1 項の規定に従った現場懲罰機関
31. 決算監査に際しての品質確保に関する連邦法律 (決算監査品質確保法) (2005 年連邦官報第 I 部第 84 号) 第 20 条第 1 項の規定に従った品質検査官庁

32. 歯科医業及び非医系歯科専門業の構成員の職能代表に関する連邦法律（歯科医師会議所法）（2005年連邦官報第I部第154号）第65条第1項第1号の規定に従ったオーストリア歯科医師会議所の懲戒審判院
33. 著作権管理団体に関する連邦法律（2006年著作権管理団体系）（2006年連邦官報第I部第9号）第30条第1項の規定に従った著作権審判院

B. ブルゲンラント州

1. ブルゲンラント州における公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する法律（1995年ブルゲンラント州教員勤務管理権法）（州官報第62号）第10条第1項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員会
2. ブルゲンラント州における公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する法律（1995年ブルゲンラント州教員勤務管理権法）（州官報第62号）第11条第1項の規定に従った職業学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員会
3. ブルゲンラント州における公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する法律（1995年ブルゲンラント州教員勤務管理権法）（州官報第62号）第14条第1項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級懲戒委員会
4. ブルゲンラント州における公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する法律（1995年ブルゲンラント州教員勤務管理権法）（州官報第62号）第15条第1項の規定に従った職業学校の州教員に係る上級懲戒委員会
5. 州公務員の勤務法に関する1997年11月20日の法律（1997年ブルゲンラント州公務員勤務法）（1998年州官報第17号）第117条第1項の規定に従った上級懲戒委員会

C. ケルンテン州

1. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1968年6月28日の法律(農林業州教員勤務管理権法)(州官報第62号)第2条第2項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
2. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1968年6月28日の法律(農林業州教員勤務管理権法)(州官報第62号)第3条第2項の規定に従った上級懲戒委員会
3. 1992年ケルンテン州自治体職員法(州官報第56号)第16条第3項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
4. 1992年ケルンテン州自治体職員法(州官報第56号)第60条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
5. 1993年ケルンテン州都市公務員法(州官報第115号)第38条第1項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
6. 1993年ケルンテン州都市公務員法(州官報第115号)第111条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
7. 1994年ケルンテン州勤務法(州官報第71号)第103条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
8. 公立の義務教育学校の州契約教員の採用に係る候補者名簿について定め、公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限を確定し、並びに1984年州教員勤務法を実施する2000年9月28日の法律(ケルンテン州教員法)(州官報第80号)第10条第1項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
9. 公立の義務教育学校の州契約教員の採用に係る候補者名簿について定め、公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁

の権限を確定し、並びに1984年州教員勤務法を実施する2000年9月28日の法律（ケルンテン州教員法）（州官報第80号）第14条第1項の規定に従った上級懲戒委員会

10. 土地取引の規制に関する2003年12月18日の法律（2002年ケルンテン州土地取引法）（州官報2004年第9号）第12条第1項の規定に従った州土地取引委員会

D. ニーダーエスターライヒ州

1. ニーダーエスターライヒ州職員法律（州官報第2100号）第181条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
2. 1976年ニーダーエスターライヒ州自治体職員規則（州官報第2400号）第22条第1項の規定に従った職務内容評価委員会
3. 1976年ニーダーエスターライヒ州自治体職員規則（州官報第2400号）第121条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
4. 1976年ニーダーエスターライヒ州教員勤務管理権法（州官報第2600号）第15条第1項の規定に従った上級業績評価委員会
5. 1976年ニーダーエスターライヒ州教員勤務管理権法（州官報第2600号）第18条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
6. ニーダーエスターライヒ州農林業教員勤務管理権法（州官報第2620号）第4条第1項の規定に従った上級業績評価委員会
7. ニーダーエスターライヒ州農林業教員勤務管理権法（州官報第2620号）第7条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
8. 1974年ニーダーエスターライヒ州狩猟法（州官報第6500号）第118条第1項の規定に従った狩猟被害及び野生動物による被害に関する州委員会
9. 2007年ニーダーエスターライヒ州土地取引法（州官報第6800号）第8

条の規定に従った土地取引州委員会

10. 2007年ニーダーエスターライヒ州土地取引法(州官報第6800号)第21条の規定に従った外国人に係る土地取引委員会

E. オーバーエスターライヒ州

1. 公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1986年3月4日の法律(1986年オーバーエスターライヒ州教員勤務管理権法)(州官報第18号)第11条第1項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員会
2. 公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1986年3月4日の法律(1986年オーバーエスターライヒ州教員勤務管理権法)(州官報第18号)第12条第1項の規定に従った職業学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員会
3. 公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1986年3月4日の法律(1986年オーバーエスターライヒ州教員勤務管理権法)(州官報第18号)第15条第1項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級懲戒委員会
4. 公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1986年3月4日の法律(1986年オーバーエスターライヒ州教員勤務管理権法)(州官報第18号)第16条第1項の規定に従った職業学校の州教員に係る上級懲戒委員会
5. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1988年3月4日の法律(1988年オーバーエスターライヒ州農林業教員勤務管理権法)(州官報第32号)第3条第1項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
6. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使

に係る権限に関する1988年3月4日の法律（1988年オーバーエスターライヒ州農林業教員勤務管理権法）（州官報第32号）第5条第1項の規定に従った上級懲戒委員会

7. オーバーエスターライヒ州公務員の勤務法に関する1993年12月3日の州法律（1993年オーバーエスターライヒ州公務員法）（1994年州官報第11号）第119条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
8. 土地に係る取引に関する1994年7月7日の州法律（1994年オーバーエスターライヒ州土地取引法）（州官報第88号）第25条第2項の規定に従った州土地取引委員会
9. オーバーエスターライヒ州の自治体（独自の憲章を有する都市を除く）及び自治体連合職員の勤務法に関する州法律（2001年オーバーエスターライヒ州自治体職員法）（州官報第48号）第143条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
10. 独自の憲章を有する都市の公務員の勤務法に関する州法律（2002年オーバーエスターライヒ州憲章都市公務員法）（州官報第50号）第106条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
11. オーバーエスターライヒ州の自治体（独自の憲章を有する都市を除く）及び自治体連合の公務員の勤務法及び俸給法に関する州法律（2002年オーバーエスターライヒ州自治体勤務法及び俸給法）（州官報第52号）第53条第1項の規定に従った上級懲戒委員会

F. ザルツブルク州

1. 1968年ザルツブルク自治体公務員法（州官報第27号）第12条第2号の規定に従った懲戒委員会
2. 農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1981年7月8日の法律（1981年ザルツブルク州農林業教

員勤務管理権法)(州官報第80号)第3条第1項の規定に従った農林業教員の勤務成績評価委員会

3. 農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する1981年7月8日の法律(1981年ザルツブルク州農林業教員勤務管理権法)(州官報第80号)第5条第1項の規定に従った農林業教員の懲戒委員会
4. 1987年ザルツブルク州公務員法(州官報第1号)第22条第1項の規定に従った勤務成績評価委員会
5. 1987年ザルツブルク州公務員法(州官報第1号)第38条第2項の規定に従った懲戒委員会
6. 1995年ザルツブルク州教員勤務管理権法(州官報第138号)第4条第1項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
7. 1995年ザルツブルク州教員勤務管理権法(州官報第138号)第8条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
8. 州都ザルツブルクの公務員の勤務法に関する2003年2月5日の法律(2002年市庁公務員法)(2003年州官報第42号)第105条第2項の規定に従った懲戒委員会
9. 公共調達が発注に係る監査に関する2007年2月7日の法律(2007年ザルツブルク州発注監査法)(州官報第28号)第2条第1項の規定に従った発注監査審判院

G. シュタイアーマルク州

1. シュタイアーマルク州における義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1966年6月30日の法律(1966年シュタイアーマルク州教員勤務管理権法)(州官報第209号)第9条第2項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員

会

2. シュタイアーマルク州における義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1966年6月30日の法律(1966年シュタイアーマルク州教員勤務管理権法)(州官報第209号)第10条第2項の規定に従った職業義務教育学校の州教員に係る上級勤務成績評価委員会
3. シュタイアーマルク州における義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1966年6月30日の法律(1966年シュタイアーマルク州教員勤務管理権法)(州官報第209号)第16条第2項の規定に従った一般義務教育学校の州教員に係る上級懲戒委員会
4. シュタイアーマルク州における義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1966年6月30日の法律(1966年シュタイアーマルク州教員勤務管理権法)(州官報第209号)第17条第2項の規定に従った職業義務教育学校の州教員に係る上級懲戒委員会
5. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1969年10月29日の法律(農林業州教員勤務管理権法)(1970年州官報第9号)第3条第2項の規定に従った農林業州教員に係る上級勤務成績評価委員会
6. 公立の農林業職業学校及び専門学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1969年10月29日の法律(農林業州教員勤務管理権法)(1970年州官報第9号)第5条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
7. シュタイアーマルク州狩猟団体の懲戒規則を制定する1992年11月10日の法律(1993年州官報第16号)第5条第1項の規定に従ったシュタイアーマルク州狩猟団体の不服審判院
8. シュタイアーマルク州職員の勤務法及び給与法に関する法律(シュタイアーマルク州職員勤務給与法)(2003年州官報第29号)第84条第1項

の規定に従った勤務成績評価委員会

9. シュタイアーマルク州職員の勤務法及び給与法に関する法律(シュタイアーマルク州職員勤務給与法)(2003年州官報第29号)第95条第1項の規定に従った上級懲戒委員会

H. ティロル州

1. ティロル公爵領において効力を有する制限農場に係る特別な法的関係に関する1900年6月12日の法律第9条第3項の規定に従った州農場委員会
2. 1970年自治体公務員法(州官報第9号)第74条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
3. 1970年自治体公務員法(州官報第9号)第16条第2項の規定に従ったティロル州自治体公務員の勤務評価委員会
4. 1970年インスブルック自治体公務員法(州官報第44号)第65条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
5. 1970年インスブルック自治体公務員法(州官報第44号)第16条第9項の規定に従った勤務内容記述委員会
6. 州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1998年7月1日の法律(1998年ティロル州教員勤務管理権法)(州官報第74号)第8条第1項の規定に従った上級勤務成績評価委員会
7. 州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する1998年7月1日の法律(1998年ティロル州教員勤務管理権法)(州官報第74号)第11条第1項の規定に従った上級懲戒委員会
8. 1998年公務員及び教員の疾病扶助及び災害扶助法(州官報第97号)第62条の規定に従った州公務員の疾病扶助及び災害扶助に係る上級運営委員会

9. 1998年公務員及び教員の疾病扶助及び災害扶助法（州官報第97号）第72条の規定に従った州教員の疾病扶助及び災害扶助に係る上級運営委員会
10. 1998年自治体公務員疾病扶助及び災害扶助法（州官報第98号）第76条の規定に従ったティロル州自治体公務員の疾病扶助及び災害扶助に係る上級運営委員会
11. 1998年州公務員法（州官報第65号）第2条a号の規定に従った州公務員の勤務成績評価委員会
12. 1998年州公務員法（州官報第65号）第2条a号の規定に従った州公務員の上級懲戒委員会
13. 2006年ティロル州観光法（州官報第19号）第38条第3項の規定に従った不服審査委員会
14. 州及び自治体の公課官庁並びに州法の公課に係る刑事法に関する2009年9月30日の法律（2009年ティロル州公課法）（州官報第97号）第5条第1項の規定に従った公課事件における不服審査委員会
15. 2011年ティロル州地域計画法（州官報第56号）第93条の規定に従った上級換地処分官庁

I. フォアアールベルク州

公立の義務教育学校の州教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限に関する法律（フォアアールベルク州教員勤務管理権法）（1964年州官報第34号）第4条第4項の規定に従った上級勤務成績評価委員会

J. ウィーン州

1. ウィーン都市開発、都市計画及び建築法律（ウィーン建築法）（1930年

州官報第 11 号) 第 138 条の規定に従った上級建築官庁

2. 狩猟制度の規制に関する法律(ウィーン狩猟法)(1948 年州官報第 6 号) 第 116 条の規定に従った上級仲裁委員会
3. ウィーン公課組織法に関する法律(1962 年州官報第 21 号) 第 203 条の規定に従った公課不服申立委員会
4. 連邦首都ウィーン憲法(ウィーン市憲法)(1968 年州官報第 28 号) 第 48a 条第 1 項の規定に従った不服審判院
5. 小学校、義務教育本課程学校、特別支援学校、工業専門学校並びに職業学校に係るウィーン州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する法律(1978 年ウィーン州教員勤務管理権法)(1979 年州官報第 4 号) 第 4 条第 1 項 b 号の規定に従ったウィーン市教育委員会附置の上級勤務成績評価委員会
6. 小学校、義務教育本課程学校、特別支援学校、工業専門学校並びに職業学校に係るウィーン州教員に対する勤務管理権の行使に係る権限に関する法律(1978 年ウィーン州教員勤務管理権法)(1979 年州官報第 4 号) 第 9 条第 1 項 c 号の規定に従ったウィーン市教育委員会附置の上級懲戒委員会
7. 連邦首都ウィーンの公務員の勤務法に関する法律(1994 年勤務規則)(州官報第 56 号) 第 74a 条の規定に従った勤務法審判院
8. 2007 年ウィーン公共調達救済法(2006 年州官報第 65 号) 第 3 条の規定に従った発注監査審判院

